

第一回部落解放研究者会議を終えて (二月十七・十八日)

部落解放研究所研究部事務局

はじめに

去る二月一七・一八日、奈良あやめ池「桃山荘」で部落解放研究所主催の第一回研究者会議が開かれた。昨年六月の第八回研究者総会で活発な討論が行なわれたのをふまえて「部落解放研究」第一六号に資料所収)、さらに研究者相互の問題意識の統一、研究課題の設定をめぐりて開かれたものである。

当日の参加者は六七名、部落解放同盟中央本部から松井久吉委員長のあいさつがあったほか、熊本部落史研究会、福岡部落史研究会、京都部落史研究所、東京部落解放研究会からも参加があり、あいさつを受けた。

報告・討論は終始活発におこなわれた。まず第一日目の全体会では、大賀正行研究部長から基調報告があり、ついでオーストラアから来日中で大阪・泉州の被差別部落を精力的に調べられているマーチン・金子氏から「ヨーロッパにおける部落問題研究について」と題した特別報告があった。

つづいて人権・啓発、行政・経済、教育・文化、歴史・理論の

各部門からそれぞれ当面する研究課題・理論的諸問題についての問題提起がなされ、問題点が明らかにされた。

第一日の夜は午後七時から十時まで、四部門ごとに別れて討論を深めた。

第二日目の総括会議では、前夜おこなった部門別討論のまとめが各事務局からなされ、全体に報告された。

今回の研究者会議をとうして、研究者相互の問題意識の統一、研究課題の設定という当初の目標は、不十分なながらも果されたと思われる。全国各地の研究者からも積極的な発言・問題提起があり、また研究所の研究員に限らず幅広い方々からの意見もいたっていた。しかし、まだまだ参加者にもかたよがりがあり、各都道府県の活動家、現場で実践されている教育・自治体労働者、共闘関係、行政の担当者、各専門分野の学者・研究者が少なく、十分に討論が深まったとはいえない。

今回の成果をふまえて、来たる七月七、八日には全国研究者集會を予定している。本報告をたたき合として、今後さらに活発な理論・研究活動の展開を期待したい。

《資料》

【第一日・全体会】

一、基調報告

「第一回研究者会議の意義と任務」

部落解放研究所研究部長 大賀正行

① 部落解放研究所は、創立一〇周年を迎えた今日、創立の精神である部落解放運動と一体化した研究機関に発展しています。国際的な研究の交流、広範な学者・文化人との連携もとり、部落解放運動の影響力を広げる重要な役割を果しています。全国研究会、大阪研究会のバックアップ、三大闘争と連携した部会の再編成、紀要「部落解放研究」の編集内容の改善、中央本部発行パンフレットの編集協力などにその成果をみる事ができ、なお一層その発展が期待されています。

② こうした従来のとりくみを更に強化して行くため、「特別措置法」三年延長、三項目の附帯決議という新しい情勢に即した研究活動を展開する必要があります。今日における部落差別の実態を環境・労働・生活・結婚・教育等々の項目ごとに徹底的に明らかにして、部落解放行政、教育、運動の新しいとりくみを理論づけることが要請されています。次に、日共、全解連、部落問題研究所から打ち出されている「国民的融合論」に対

決して歴史、調査、理論、教育論にわたって理論展開が必要となつていきます。こうした任務をとりくむために、各部会、プロジェクトチームの研究の活発化をはからなければなりません。と同時に、研究者全体の問題意識の統一、研究課題の設定などの相互認識が必要であります。

③ そこで、昨年末の理事会において、従来の総会方式をやめて、研究者会議とし、研究者全員が各自思うところの研究テーマや問題意識を出し合う会合にすることに決定しました。ここで確認された研究テーマや問題意識にもとづいて、研究された成果を七月七、八日に開催される全国研究者集會に発表します。また紀要にも反映させ、翌年二月の研究者集會で総括します。こうした方式を定着させてはということ、今研究者会議の開催となりました。各部門より出される報告を十分たたき合として活発な討論がなされることを期待します。

二、特別報告

「ヨーロッパにおける部落問題研究について」

ウィーン大学日本研究所 マーチン・金子

ヨーロッパにおける部落問題研究についてお話ししようというのですが、結論から申し上げますと、ヨーロッパの部落問題研究は非常に立ち遅れています。それほどお話しできる状態ではありません。

最初に、ヨーロッパにおける日本研究、ヨーロッパにおいて日本がどのように認識されているのか、ということについて簡単に述べたいと思います。

日本研究・部落問題研究の現状

従来、ヨーロッパにおける日本研究というのは、文学、宗教、民俗学の研究が主で、日本の民衆史とか社会問題の研究は全くなされなかつたと言えます。そういう理論研究が片寄つたという問題があります。もう一つの大きな問題は、数年前まで、そして現在も残っているところがあるのですが、「日本学」(英語で Japanese studies)とあたかも一つの学問のように扱えられていたにもかかわらず、方法論が全くない。方法論がない学問はないわけですから、けっきょく「日本学」という学問も存在しないのではないかと私たちは考えているわけです。こうした従来の文学とか古代史に重点を置き、現実の日本と全くかけ離れたところにあって、そして方法論を全く持たない「日本学」を批判して位置づけられてきたのが「日本研究」(Japanese studies)です。この「日本研究」というのは、「日本学」が方法論を持たなかつたわけですから、日本研究をやる研究者たちが、経済学、社会学、歴史学など何か一つの方法論を持って、その方法論の上に立って日本の問題を研究するものです。

現在、イギリスやドイツやオーストリアのいくつかの日本研究所で、こういう方法で行なわれています。ウィーンでは、幕末以降の日本研究をやる研究者たちが、経済学、社会学、歴史学など何か一つの方法論を持って、その方法論の上に立って日本の問題を研究するものです。

日本の研究者の支援を

ヨーロッパで部落問題研究をやっている人としては、イギリスのサセックス大学のイアン・ニアリーさんがおり、彼は水平運動についての研究を続けています。また、スイスのチューリッヒなどで、学生が部落問題について書いているものがあります。ウィーンの場合、部落問題を専門に研究するのではなく、いろいろな個々の研究の中に部落問題をも入れていく、たとえば、おとし北九州の石炭産業について論文を書いた人がいますが、そういう人についても部落問題を入れていくというようにしています。

日本研究の中で、部落問題を取り上げている人はあまり多くはないわけなのですが、日本を紹介したいろいろな本があります。一九七〇年以降にドイツ語で書かれた日本についての本を少し調べてみたわけですが、こういった本はたくさんありますが、その中で部落問題について一ページ以上書いている本が二つありました。それと全てに共通する問題として、部落民という言葉を含んで使っていないで「穢多」と使っており、あたかも今も日本で「穢多」と呼ばれる人々がいるかのように書いています。これは

降の研究を進め、近代日本に関係した研究を、一つの自分の専門的な方法論に立ってやっています。イギリスのある日本研究者が、昔の「日本学」とについて「昔の日本研究者というのは、一人で同時にいくつもの楽器を演奏しているようなもので非常に広く浅い。その方法論がなく、一つの問題についてつっこんで研究できないというのが今までの日本研究である。」と言っています。ヨーロッパ人でも日本人でも一番悪いところですが、「日本研究」というと能とか生花とか日本の美みたいなものを研究するものだと思っている人が多いわけです。それで、「日本で何を研究していますか」と聞かれて「部落問題です」と言うと嫌な顔をされるわけです。ヨーロッパでも、「日本研究」は近現代の日本のいろいろな問題を研究するというと、「非常に狭すぎる」といって批判する研究者がいます。ヨーロッパでは、日本研究を日本の江戸時代の国学の延長線上に扱っている研究者もいるわけです。

次に、ヨーロッパの部落問題研究について具体的にみてみますと、先程お話ししましたように非常に立ち遅れているわけですが、ヨーロッパで部落問題についてまとまった本というのは一冊も出ていないわけです。

今まで出された本としては、アメリカで出されてよく知られているデボスと我妻洋の『日本の見えざる種族』が一九六六年に出されています。それから、フラネルという人が一九六八年に本を出しています。これは偽名を使っていてどこかの調査かはっきりしないわけですが、広島での調査をもとにしたものです。このフラ

が一つ目の大きな問題です。二つ目には、歴史的起源について、ほとんどが職業起源説的なものとして、または戦争捕虜として書かれています。アメリカのライシャワーによりますと、「部落問題はとるにたらない問題だ」というふうに書いています。

こういった考えは、ヨーロッパの日本研究のえらい先生たちの間にもかなりありまして、権威のある日本研究の先生は日本の権力批判を極度に嫌い、また、学生が部落問題を勉強しようと思っても自由にさせないというようなこともあるわけです。

ヨーロッパで三年に一度日本研究の集会がありますが、そういうところで、イアン・ニアリーさんや私が部落問題について発表してもあまり喜ばれないわけです。今年も九月にイタリアで全ヨーロッパの日本研究集会があります。三年前にチューリッヒでありました時に、ベルギー自由大学やサセックス大学やウィーンの学生と助手が、狭山差別裁判のピラとパンフをくばって署名を集めようとしたのですが、その時も非常に嫌な顔をされました。ところが、一つ助かったことがあります。その時に日本から大野晋先生が来られ脅迫状の筆跡鑑定について話して下さって、それとかなり反響があったわけです。

ヨーロッパで、我々が日本の部落問題について説明しているという時に、一番我々にとって重要なのは日本の研究者の皆さんの現状だろうと思つています。日本の研究者の皆さんにご援助をよろしくお願いします。

〔資料〕「毎日新聞」79・2・23(夕刊)

部落問題と取り組むオーストリアの学者

反差別の国際連帯へ

二年間の「住み込み」研究も

オーストリア国立ウィーン大学日本研究所助手のマーティン・カネコさん(二九)は、一月下旬に来日し、大阪・泉州の被差別部落を中心に精力的な聞き取り調査を続けている。前回は七三年から二年間、滋賀県の部落に住み込み、子供会を指導するなどのパソナルな研究を行っており、外国人研究者にありがちな「通りいっぺん」的研究の域をはるかに超えている。

カネコさんにとって、なぜ部落問題が日本研究の中心課題なのか。

「差別問題はもちろん、公害、教育制度など、日本がかかえる諸課題は、同時にヨーロッパが直面している問題でもある。従来は日本の恥部として国内に包み隠されていた問題をヨーロッパで正確な形で明るみに出していくこと自体に意義があると考えます」

カネコさん自身の生活の場であるオーストリアにも、じつは差別が存在するのだ。第一に、移民労働者(その九〇%がユーゴスラビア人で、「チューシ」という差別語で呼ばれている)の問題である。ユーゴ出身労働者の内部にも差別があり、いわゆるジプシー(約九千人いて、自らを「ロマニー」と呼ぶそうだ)に對

する差別がきびしいという。最近の世界的不況を反映して移民労働者への風当たりは強く、政府もまた労働ビザ(毎年更新)を出さない政策をとっているという。

第二は少数民族の問題。南部に約三万人のスロウエーネン、東部にそれよりやや少ないクロアチアという少数民族がいるが、教育の権利、裁判を受ける権利などの基本的人権が実質的に保障されていないという。

「移民労働者も少数民族も、経済の最底辺に位置づけられる使われ捨て労働力です。差別がそれを合理化していることに気づかず、彼らは自ら差別しあい、分断されていくのです。そうしたふん囲気の中で、スロウエーネンの民族解放運動の指導者が変電所爆破事件の犯人にデッチあげられたりしている。左翼陣営で差別撤廃と取り組んでいるのはKB(カーバー・共産主義者同盟)という新左翼くらい。むしろ逆に、国民の間には不況を背景に排外主義的なネオ・ナチズムの胎頭さえ見られます」

外国人(英国籍)であるカネコさんが、日本にこだわり、部落問題研究に努力するのはもう一つの理由がある。

「日本人と再婚した母に連れられて七歳の時、日本に来た。高校を卒業するまで日本で住み、万国博の時にも半年間、ドイツ館でアルバイトしました。そのとき知り合った大阪の女性が、私の妻です。母はその後、日本に帰化して神奈川県に住んでいます」

カネコさんにとって日本は、ほとんど母国と呼ぶにふさわしい存在なのだ。母が日本人になったその国に、誰が考えても許すこ

「母は日本に帰化し、妻も日本人、私自身も日本での生活の方が長い。部落問題研究には日本での定住が必要で、私もそうしたいが、もし子供が生まれたら、この国の教育を受けさせねばならず、それをもっとゾツとして二の足を踏むのです」と笑っている。

(八木晃介記者)

【第一日・各部門からの問題提起】

一、人権・啓発部門

「付帯決議の実現をめざして」

部落解放研究所研究員 友永健三

カネコさんは部落問題の資料を求めてウィーンの日本大使館を訪ねて、「日本人は多忙な民族で、差別などしているヒマはないのだ」と体よく追い払われた。日本の政府・文部省筋とのつながりの濃い日本学研究の権威者たちから研究を妨害されたこともあった。

「日本に部落差別、在日朝鮮人差別がなかったら、より多くのアジア人が移民労働者の役割を果たせられたに違いない。経済的搾取が差別の根本だと思われるが、若い労働者まで部落の人々を差別する。その深いところはもっと研究を深めないとよくわかりません」

最後に、カネコさんは、今後一歩進んで反差別の国際連帯が必要であると語り、少なくとも差別問題の国際情報ネットワークを作る必要があるとも強調した。

人権啓発部門は、人権部会、法律部会、狭山部会、啓発部会、マスコミ部会、婦人部会の六つの部会から成り立っています。特に、「特別措置法」の今後の闘いを考える場合には、付帯決議の中の三項目目にありましたように、「差別事件がふえてきているので、国民に対する積極的な啓発をやろう」という趣旨の付帯決議に沿った部門であると言えらると思います。

まず人権部会は、人権擁護委員会の会長をやっております藤原恵先生を部会長といたしまして、運動側と行政側と学者関係とが入ってやっています。主にやってきたことは、国際人権規約の研究と「部落地名総鑑」の分析なり今後の問題、日本の人権擁護制度の現状、課題を去年一年間研究してまいりまして、その報告は「部落解放研究」やパンフに反映されてきていると思います。

今年やりたいと思っていることは、まだ終わっていない「部落地名総鑑」の真相の究明です。実態がわかっているのは氷山の一角であり、かなり根の深い存在があると考えています。真相究明、背景の解明に力を入れて取り組みたい。もう一つは、根本的な方策です。我々は政府に「地名総鑑」の関連で対策本部を作れと言っているわけですが、やはり最終的には政府内部に部落問題を取り組む体制をどう作るのかという問題とからんでくるわけです。というのは、現在総理府の中に同和対策室というのがありますが、非常に事業も少なく、ほとんど権限らしい権限を持たず、連絡調整すらやっています。本格的な資料すら整っていない。そういう弱い問題があります。したがって、「特別措置法」の「基本法」への改正ということになってきた場合には、ここをもう少ししっかりさせないと説得力を持たないということになるわけです。我々は「対策本部」という問題を非常に重視しているわけです。

それから、これまでの部落解放運動の中では主張してこなかったわけですが、「法的・行政的規制」を行わせるということは今打ち出しているわけです。これまでの解放運動の中では、差別事件については基本的に糾弾で闘っていくということで、法律的な観点から取り締まるということはやっていかなかったと思います。しかし、「部落地名総鑑」の問題を取り組んでいく中で、たとえば、「地名総鑑」を作っている人間についても任意調査しかできないという問題や、現実を作ったということがわかっていても勧告というこ

い。最近我々が把握しうる差別事件の実情を調べてみますと、数も多くなり、非常に悪質化してきていると思えます。最近取り上げられたものだけでも、たとえば、京都の山科の郵便局に、マル生反対闘争に対する嫌がらせという形で、非常に露骨な差別投書がきています。また「部落解放同盟中央本部行」ということで、三菱銀行の北畠支店であった犯罪にひっかけて、「ああいうことをする人間は部落の人間だ」「みんな死んでしまえ」「殺してしまえ」という部落差別を煽り立てるような内容の投書が二月一日にきています。それから、部落解放研究所に、二月六・七日と二日間わたり、京都市の田村という人の名前で二通の差別投書がきています。そのうちの一通は、お前たちは悪魔の集まりである、世界のうじ虫たちである、お前たちに子孫を残す権利はない、悪魔は永久に地球から消しさらねばならないからである、部落民専用の強制収容所が必要だ、こういう内容のハガキです。出した人が実在しており、呼んできましたら、この人に対する嫌がらせだということがわかってきました。この田村という人に対して、去年の一月くらいからいろいろな嫌がらせがあって、そのいわば決定打といえるような形で、これを出したら解放同盟が動くだろうという読みでおそらくやってきたのだらうと思います。こういう類のものが非常に多くなっているわけです。我々としても、最近の差別事件の性格・内容を本格的に分析する必要があります。ではないかと思っているわけがあります。

全国各地でいろいろな糾弾闘争が行なわれているわけですが、実

としかできないという問題、あるいは、我々が闘っていくにも関わらず、それ以降にも次から次へと「地名総鑑」が作られ売られている現状を見た場合、基本は解放運動や労働運動や共闘の闘いでありませんが、それらに対して一定の規制を加えていくことをやらないと、これは根本的な方向へ進まないのではないかと、という論議の中から「法的・行政的規制」を打ち出したわけです。今や内容をどういうふうにしていくのかということが問題になっていきます。一つの攻め方は、とりあえず、作って売って歩いている人間の大半は興信所と探偵社に類するものであり、今日これが野放しになっている中で、これを「登録認可制」を地方自治体に行らせて規制を加えていくという方向であります。刑事罰を適用することにはいろいろな問題が起こってくるので行政罰を考えていくということですが、もう一つの攻め方は、買った者の大半は企業であるので、買った企業を規制していくという方向を考えているわけです。それについては、ILO一一号条約の問題があります。この条約は、就職差別を禁止するということをはっきりうたっているわけで、世界では大体百カ国が批准していますが、日本はまだこれを批准しておりません。したがって、日本ではそれに類した国内法がないわけです。労働基準法はありますが、これは採用されてからの差別の問題を扱っており、採用する前の問題については適用されないというのが今日の実態であります。そういう問題をも含めて現在研究を進めているところです。

それから、差別事件の全国的集約と分析に力をそそいでいきた

際問題として、解放運動の中で糾弾闘争が一番難かしいと思われまます。よほどいろいろなことを経験したベテランが糾弾闘争を闘わないと、いろいろな形で混乱を起してきている。そういった点で、中央本部の要請を受けまして、糾弾闘争のこれまでの歴史的な資料を集めたり、総括していく中で、一定の資料と手引書的なものを出していきたい。

次に、日本における人権擁護制度のあり方を研究していきたい。ご存知のように、日本の現状においては、人権擁護委員法というものがあり、人権擁護委員が主体となって人権を守るということになっていきます。しかし、これはいい面もありますが、非常に多くの問題を含んでいるわけです。諸外国の例を見ましたら、たとえばインドとかフランスの場合には差別を禁止する法律を作りました。差別事件が起こった場合には法律にもとづいて処罰するという方向を取っているわけです。イギリスの場合には、審議会みたいな調停機関ができていて、そこへ事件を持ち込み、そこで調停するような形になっています。そういう点で、一つ一つの事件を追い回すだけでなく、そういうことを通じて、日本における人権擁護のあり方をどうしていったらいいのかということも研究していきたい。

国際人権規約の問題ですが、人権規約はうまくいけばこの国会で批准されると思います。しかし問題は、批准された後に残される国内法の問題と留保三点の問題をどうするかということですが、さらに、人権規約というのはいわば憲法みたいなものであ

り、これを基底にして合計一八の人權に関する条約を批准させていく問題が残るわけです。

今年は国際児童年でもありますので、国際児童年に関する研究とキャンペーンを行っていききたい。

法律部会ですが、法律部会は弁護士部の部会で九名の会員を持っています。今日まで個々の公判に追い回されているのが現状です。今後の方向としては、第一に個々の公判の中で部落問題に関する公判というものがたくさんありますが、その中で一定の整理をしていく必要があると言われています。第二に、法曹関係者に部落問題の正しい認識というものが欠けているという問題が明らかになってきました。というのは、司法研修所というところを卒業しないと法曹関係にタッチできないわけですが、その中に部落問題が全く入っていない。そういった点を日弁連とかその他の機関にも呼びかけて取り組んでいきたい。第三に、「特別措置法」の関係で「基本法」の作成について、「地名総鑑」の関係で「法的規制」について協力体制を作っているかと考えています。第四に、最近司法反動が非常に強くなってきておりますが、司法反動の系統的な動きを法律部会のメンバーに調べていただきたい。

狭山部会については、「事務局会議」と「弁護士会議」の形で事実上部会活動をやってきているところですが、今年の課題としては、再審というものの位置を明らかにして、その段階でどういう聞が必要になってきているのかという論議を更に深めていきたい。

うな第三者機関的なものを、各種団体を網羅し、部落差別をはじめ一切の差別意識をなくしていくために作れということを要求しはじめていくわけですが、その構想とか任務とかどういったものを作っていくらいいのかわからない、いよいよ取り組まねばならないところへきていくわけです。さらに、啓発計画、指導テキスト、指導者作りといったことについても啓発部会として協力していきたい。

マスコミ部会は、これまで記者の方々が多く大変忙がしいというところで、実際には「マスコミ懇談会」や「記者会見」という形でやってきているわけです。これに加えて、個々の問題、「特別措置法」や「地名総鑑」の問題について関心がある個々の記者との関係がかなり深まってきていると思うわけです。しかし、他面で、サンケイ新聞、中日新聞などで「〇〇は『特殊部落』である」というかたちでの差別事件が相いも変わらず続いているわけがあります。こういった問題を見た場合、個々の対応に止どめるのではなく、もっと組織的な形でマスコミ内部から部落問題の正しい理解を広げるような働きかけをしていく必要があるのではないかと痛感しているわけですし、そういった方法を論議していきたい。

それから、もう一つの大きな問題は、ユネスコがまとめた「マスメディアに関する憲章」です。これをみましたら、差別を受けている人々のために特別の紙面を提供すべきである、あるいは、その問題に取り組む記者に対しては特別の裏付けを与えるべきだ

い。それから、松本健男弁護士に「部落解放研究」に書いていただきましたが、特に「仮出獄」の問題の理論的裏付けを深めていきたい。また、これまでの「記録」あるいは「新事実」の解明について取り組んでいきたい。

啓発部会では、去年、特に差別意識の分析というものを意識的にやってきました。「部落解放」第一三〇号にも北九州市の高等学校五校からえられた高校生の差別意識の実態が出ていますが、ほぼ共通した現象があります。青年や高校生でも、部落問題についてほとんど知っているが、そのほとんどが学校で教えられたというより、家庭や周辺から教えられ、間違った認識を持っている実態が出てきているわけです。そういった解明をやってきまして、「部落解放研究」第二六号で加藤敏明さんが報告しています。もう一つは、部落問題を扱う啓発材料が非常に少ないため、教材作りということでスライド作りに取り組んできたわけです。

今年の課題としては、引き続き差別意識の実態の分析をやっていく。特に、差別意識が一番最初どの地点でどういう形で形成されていくのか、この一番最初のところをつぶさないといけないということで、特に「子どもと偏見」をテーマに偏見の形成過程を明らかにしていくというところを的をすえてやっていくことを考えています。また、人權を擁護していくための「草の根運動」を起さそうではないかということ、一つの考え方にふれていきます。たとえば、大阪府段階で「人權意識啓発センター」というよ

いうかなり思い切った提案をしているわけです。これを紹介していくなかで、日本についてはどうなのか考えていきたい。これについては、「部落解放研究」で東京大学で新聞学をやっておられる稲葉三千男先生が紹介して下さる予定だと思います。

婦人部会については、最近「労基法」改悪の問題についての見解、あるいは国際条約の問題を主体として取り上げていきたい。以上、羅列的になりましたが、どういったところに問題意識をもっているのかということはお理解いただけたらと思います。各部会の活動報告をもって問題提起にかえさせていただきます。

二、行政・経済部門

「完全解放につながる自前の白書運動を」

大阪市立大学 上田一雄

行政経済部門の中での懸案といたしまして、部落解放白書の展開をあらためて提起したい。本年度の部落解放同盟全国大会において、その運動方針に部落解放白書の取り組みが提起されてきているわけです。実は、この問題は今日始まった問題でなく、かつて一九六〇年前後に同和教育運動の中から同和教育白書、部落の実態調査ということが言われ、問題としては運動の中に浸透してきていたわけです。ところが、ここであらためて私が提起してきたというのは、同和对策事業特別措置法の根本的改正問題に

かわかって、白書運動が今一度大きな意義を持つものであることを明らかにしたいと考えるからであります。

昨年十一月、組織を上げての闘いの成果でともかく「特別措置法」の三カ年延長を獲得したわけです。そして三大闘争の一端を突破することができたわけです。我々の力関係から言って、ともかく延長をかちとったことは一定の組織的な成果として高く評価していきたいと思います。しかしながら、それは単純延長であって、我々が本来要求した強化延長、「法」の根本的改正は盛り込むことができなかったわけです。

その際に、いろいろな方面で言われたのは、いわゆる残事業という事です。「法」を延長するかどうかということも、延長した場合にとり組むところの事業総量の問題、事業量にともなう財政措置の問題として提起されてきました。したがって、通年の予算状況の進行からみて、だいたいあと二年間で解決できるから延長するにしても二年間でいいとか、いや五年必要だとか、こういうことが論議されてきたと思います。

問題は、いわゆる残事業そのものです。はたして、政府がいうところの残事業というのは、本当に部落解放の行政、教育、運動の立場からして、認めることのできるものであるのかどうかということになるときわめて問題が多い。しかも、残事業を出して行くために政府がおこなった、いわゆる昭和五〇年調査そのものに問題があるわけです。昭和五〇年の調査によって測定され、各部落、各市町村を通して国に出された総幹事業内容というのが、

るといふ認識はまったくないわけで、「特別措置法」などでいう対象地域というところさえ方とくらべると、たいへんおかしいわけです。

つぎに、調査のやり方です。政府↓府県↓市町村という形でおろされるわけですが、それを受ける市町村は、行政対象地域である被差別部落に対する実態調査というものをはたしてやっているのかどうか。たとえば、人口でありますと、住民票などで計算して出してくるわけです。住宅問題についても、不良住宅がどれだけあるということは、町の顔役や役員さんと話をして、だいたい何軒あると計算する。仕事についても、すでにある事業所調査から、廃品回収業、土木業をやっている人は何人と計算するのであります。また、農業についても、昭和五〇年度あるいは四五年度の農業生活をそのまま報告しています。このような状態では、本当に部落差別の現実をしっかりと把握するそういう手だてにしながら集約された実態ではないということです。

また、部落の道路というのは、そのまま舗装したり、側溝をつけたりしただけで、道路問題が解決するわけではないわけです。つまり、地区全体の総合的な道路計画というものを踏まえて、総合的・計画的に事業を設定していくことが必要です。道路を舗装してコンクリートをはりつけたり、道が狭いからといって廃水路の上にフタをして道路に車が一台通れるようになったというような事業では、解放行政の中身とは言えない。あるいは、不良住宅が何軒あるから何戸建てなすと云ったところで、不良住宅という

本当に科学的に集約されたものであるかどうかということになると問題がたくさんあります。昭和四六年の調査が行なわれた段階においては、調査の対象地域の把握、従って同和行政、同和教育の対象地域であり、部落解放運動の要求基盤である被差別部落の各地区の把握において全く不十分なものであり、内容的にも「特別措置法」の具体化に充てるものになっていないということであらためて調査を政府にやることを要求し、その上になつて政府が昭和五〇年調査を行なったという経過があることを知ってほしいと思います。ところが、その昭和五〇年の調査が、四六年、四二年の調査と調査内容、調査方法、調査項目などにおいて全く変わっていないわけです。

具体的な例をいくつかあげてみましょう。これはよく知られていることですが、混住の概念というのは全くデータラメである。政府のいう混住というのは、Aという地域に人が千人おり、その千人のうち同和関係の人が九百人おるとすると、混住率九〇％という数字で示される。だから、百％の人が同和地区に住んでいると混住率百％となる。それは逆なのであって、前者の場合に混住率一〇％、後者の場合に混住率ゼロとならなければならない。これは単に数字の操作の問題ではないのであって、政府のいう混住というものは、まず一般の人間が住んでいる地域があって、部落の人があとから入ってきて被差別部落がつくられ、このあとから入ってきた部落民が混住者として考えられている。ここには、被差別部落という歴史的、社会的に差別を受けてきた地域がまずあ

ものが本当に測定されたものでなければ意味がない。部落は、仕事と住宅の関係で世帯人員も多い。部落の暮らしの基盤となっている疎外の諸条件の上に立って、住宅というものが算定されていかねばならない。

しかし、そのことと明らかにするために、今までの政府調査の方法や中身では何もできない。ところが、政府にやらせるためには、我々が、我々自身の運動の観点に立った方法論、理論を持って、具体的に政府にせよっていくことが必要となる。それぞれの部落で、部落白書運動を展開し、それぞれの部落が当面している差別の現実と解放の課題を組織的、系統的に調べて、もう一度部落大衆自らが差別の現実をふまえて自らの要求を自覚していく取り組みがなされることなくして、今後三年間の延長を真に具体化する方向に向けて進むことにはないと思われる。

混住が進んだから差別がなくなるということは、明らかに間違っている。混住には少なくとも二通りある。一つは、窮乏化していった仕事や生活の関係で部落の中に流入してくる、窮乏化過程における流入で、大阪市では戦後一九六五年以降に典型的に現われてきたものです。もう一つは、部落でまがりなりにも行政が行なわれて住宅が建設され、建て売り住宅などを通じて外部から住まいを求めて人が流入してくるもので、最近、特に都市近郊部落で目立っているものです。福岡県の人口三万人ぐらいの那珂川町にある部落は、人口四八戸ぐらいの小さな部落ですが、そこが一九六八年頃から宅地化が進み、現在三三〇世帯の人が外から来

て、大混住地帯となっているわけです。ところが、来た人たちは、そこが被差別部落と知ってきたのかということほとんど大部分は違うのです。福岡市につながり、値段も安く場所がいいということでは知らずに来たわけです。ところが、部落とわかって出ていくものは誰もいない。最近になって、皆しもうたと思っている。しかし、出るに出不らぬ。ずっと住んでもいいという人は二二〇三〇、一〇に一人である。みんな本籍をもってきていない。そこで、今、町の中心部にある昔の四三戸だけのこして、行政的に地区を分けて独立しようとしている。

そういうふうに、混住が進んだら差別が解消するというような単純なものではなくて、混住の進行の中で差別の形態が今まで我々が想像もつかなかったような形で再編成されてきている。あるいは、差別の本質は変わらないで、ちがった現象形態において差別が存続している。そういう具体的な事実を出していくことが重要である。

我々が今まで感性的・経験的に問題を提起してきたことは非常に大事なことであり、真理にそのものであることはまちがいないわけですが、政府交渉の場においては、理論化し、計数化し、組織的な資料として提起していかなければならない。今日政府によって情報が握られており、非常に困難とは思いますが、我々の組織する部落の白書をこういうものとして扱えていかねばならない。白書というものが、単に差別の現実と要求を明らかにするだけでなく、部落解放総合計画としてまとめあげていくことになる

と内容を政府から引き出さねばならないが、そうした取り組みも我々の白書運動、総計運動の力を背景にしてはじめて可能ではないか。そういう意味で、分科会の皆さんとともに、白書運動、総計運動について論議していただきたいと思うわけです。

三、教育文化部門

「国民的融合をめざす同和教育論批判」

部落解放研究所研究員 大塚忠広

昨年度の研究會の教育分科会では、国民的融合論に沿った教育論の系統的な批判を組織していかねばならないということが論議された。その後若干研究して、私なりの考え方を「部落解放研究」第十六号に発表させてもらいました。恐らく、この反論が近いうちに出てくるだろうと思うのですが、そうなれば論点が一層はつきりしてくるだろうと思っております。

一九七五年に国民的融合論が「整理されて以降、従来同和教育論の面で自主的民主的と同和教育論と」言われてきたその内容の一層論理的な純化、後退というものが、はなはだしく見つけられるということが最近の大きな特徴としてわかることです。

ところが、他方、我が解放教育運動の側においても、重要な岐路に立っているということが各方面から指摘されており、最近の雑誌「解放教育」の中でも、「二つの正念場になっている」とか、あるいは、「先日行われました」にんげん「実践の研究集会

からです。「答申」の結語の第六条には、総合計画を策定して、年次の・計画的にそれをやることを政府に提起し、それを受けて「特別措置法」第四条では「国および地方公共団体の中で原則かつ計画的に」ということで、地方行政団体が同和行政を進めていくことを提起している。つまり、計画的にということには、部落解放総合計画を前提として同和行政を要求している。しかしながら、率直にいいまして、我々が「答申」の完全実施、「措置法」の即時具体化といえながら、こうした総合計画運動として、「答申」具体化運動を集約していったのは大阪ぐらいのもので、どこへいっても、そうした総合性・計画性というものはあまりない。たとえば、新幹線が真ん中を通っている部落ですら、改良住宅は建っても、土地区画整備その他が問題とされていない。あるいは、運動自身がまだそこまで組織的各地域の中に浸透しておらず、上からの網の中で振りまわされている状態が各所に見られる。この状態では、「措置法」改正強化を闘い取ることは困難ではないか。

したがって、白書運動は、一九六〇年前後から提起されたように、ただ現実を明らかにするだけでなく、現実と要求を明らかにすることを通じてそれを総合計画として集約し、総合計画運動として白書運動を高めていく。その組織的な指導を中央本部や県連が行ない、下から運動を起していくことが必要ではないか。政府は今年度予算では調査費を組まず、そうすると来年になる。来年度とったとしても、もはやそれは「特別措置法」打ち切りのための調査に終わってしまう。我々は真に解放の課題に応える姿勢

の中でも、「にんげん」を持った教師に感動が少なくなってきたというようなことが指摘されたりしている状態です。

そういうふうに、我々内部の問題としても、全体の情勢の中からみても、解放教育の理論的な原則を明らかにして、これまで歴史的に築いてきた経験、成果、教訓を総括する必要がある。建設的にだるうと思っております。内外の論争や議論を通じて、建設的に新しい理論なり方向性を打ち出していく課題が提起されているのではないかと思います。以下「国民的融合をめざす同和教育」論の基本的な問題点と我々の課題について私なりの考え方を述べて問題提起にかえさせていただきます。

基本的な争点といたしましては、同和教育の独自性、あるいは存在の意義をめぐる論争があるだろうと思っております。これは従来より知られております同和教育と民主教育の関係、いわゆる「原点論」と「一般論」との論争とだと思っております。

二つ目に、同和教育のあり方をめぐって、運動と教育の結合、あるいは政治と教育の結合という問題についての論争があるだろうと思っております。

三つ目に、同和教育の目的なり使命なりをめぐる論争です。これは解放の主体形成の問題、あるいは解放の学力とは何かという問題をめぐっての論争になっていきます。

同和教育と民主教育の関係については、いわゆる「原点論」に対して、自主的民主的と同和教育の「一般論」の側からは、「なぜ同和教育だけが民主教育の原点を主張する権利を持っているの

か、なぜそういう特権的な地位を要求することができるのか」ということで「それは部落排外主義である」というふうに批判されてきたわけです。それに対して我々は「『一般論』というのは民主教育一般の中に同和教育を解消してしまおう、あってもなくても、やってもやらなくてもどうでもいいのかのような議論になってしまふ恐れがある」と批判してきたわけですが、どうもこの議論、それぞれなりに一定の説得力を持っているようで、なかなかかみ合っていない側面もあります。そこで、「原点論」の果たしてきた歴史的役割を考える中で「一般論」の誤りをもっと理論的に明らかにしていく必要があるのではないかと思ったりわけです。

戦後の民主教育といわれるものの中に、部落問題なり同和教育なりがずっと欠落させられてきたという中において、部落問題の独自性を強調し、部落問題を欠落させた民主教育はありえないということこそ「原点論」は主張し強調してきたのに他ならない。小中の義務教育の教科書に部落問題が提起されたのは、やっと一九七二年になってからです。戦後民主教育は「教育の機会均等」あるいは「教育の無償制」ということを言ってきたわけですが、その内実においては能力主義、受益者負担主義の名の下に「落ちこぼれ」や長欠・不就学というものを不可分の結果としていたわけでありまして、そういうものに対する民主教育の中身を問題提起してきたのが「原点論」の内容ではなかったのか。そういう意味では、同和教育運動は一貫して反独占的な民主主義的教育運動として存在するのではないか。戦後民主教育の本当のあり方という

の中で、同和教育が自然と放っておいても実践されていくかのようには考えられていく危険性、あるいはそういう傾向を持っていると思うわけです。また、同和教育運動が、戦後に我々がかちこちたさまざまな民主的権利を武器にして闘ってきた、闘わざるをえなかった実践、経験を、何かあたかも余計なことをしてきたかのように切り捨ててしまふ。その経験の中からさまざまなものを学んでいくという視点を欠落させていくことになるだろう。そういうところから民主教育への解消ということの結果としてなっていくのではないか。

したがって、我々としては、同和教育運動が果たしてきた経験、役割、成果というものを理論化、一般化して、その役割を明確にしていく必要があるだろうと思えます。また、同和教育と民主教育の関係を考える場合に、やはり積極的には、教育における反差別共同闘争の具体的発展的あり方を研究していく必要があるだろうと思えます。

次に同和教育のあり方の問題ですが、これもこれまでの同和教育運動の歴史的総括の中で、運動と教育の結合がどのように具体的に実践され、果たしてきた役割は何なのか、あるいは政治と教育はどのように結合されてきたのか明らかにされねばならない問題であります。

自主的民主的の同和教育論、国民的融合教育論の歴史をふりかえってみますと、だいたい矢田教育差別事件が一つの転機になっているだろうと思うわけです。それまでは彼らも運動と教育の結合

ものは反独占民主主義的教育運動として把えられねばならない。

したがって、「原点論」というのは、排他的な、特権的な地位を要求あるいは主張しようとしたのでは決してなかった。次に問題となるのはそれがなぜ同和教育の側から言われたのかということ事です。「一般論」の側は「障害者の問題や、在日朝鮮人の教育の問題も、全て民主教育の原点だとなぜ言っていないといけないのか」と批判するわけですが、特に「原点論」が同和教育の側から言われてきたのは、それは戦前から解放運動の物質的な力や、民主主義の本質的な制約を見ぬくだけの理論的水準の高さによっているものではないかと思うわけです。したがって、障害者解放運動や在日朝鮮人の解放運動や沖縄差別反対、婦人解放運動等々の前進の中において、同和教育と民主教育の関係が更に発展的に把えなおされねばならないという問題提起は確かにあるだろうと思えます。

そういう視点から考えますと、「同和教育は民主教育の一環である」ということが正しい見地から言われているのであれば何も問題はないだろうと思うわけですが、「一般論」と言われてきたものの内容は、それが「原点論」の意義をふまえずに提起されたところに非常に大きな問題があるわけです。すなわち、「一般論」が考えている民主教育というのは、実は非常に近代主義的な理解、資本主義的民主主義における階級性というものを捨象した理論の立場から語られているわけです。したがって、戦後民主教育

が原則であることをききつつとふまえて、どちらかという文部省や政府の融和主義的教育論を批判することにずっと力点を置いてきたわけです。ところが、七〇年から七四年までの段階では「確かに運動と教育の結合は原則ではあるけれども、いかなる運動といかなる結合をするのが問題だ」と論点を移動させてきました。「いわゆる一部の運動ではなく、広範な民主的統一戦線に対等・平等な結合の仕方をするのだ」と言っただけです。それがどの程度の幅広い統一戦線になるのか、どの程度の国民運動になるのかということには言わないわけであって、かなり主観的・独善的な判断を実践的には許すような議論に後退していきわけです。そういう段階におけるものが、自主的民主的の同和教育運動であると思うわけです。それから、国民的融合論が整理されてきた七五年以降では、運動と教育の結合は原則であるということを示しながら、一面的に学校の自治あるいは教師の自主性というものが強調されてくる。国民的融合論の中で特にそういう傾向を持っている図式を示している落合という研究者がいるわけですが、その人の書いた論文を見てもみますと、学校の自治と運動をめぐる利害が対立した場合には、原則として学校の自治が優先されるのだ」というふうにはっきりと断言している次第になっているわけです。

従って、運動と教育の区別と統一という観点から言いますと、だいたい六九年までの段階においては統一の側面により重きを置いていたものが、七〇年以降は区別の側面に力点を置き、七五年以降は区別ないし切断して把えていると言えます。

東上高志は、自分がかつて同和教育というものを規定する際に『同和教育というのは、部落解放に関わる一切の教育活動である』というふうに言っていたのですが、いまでは部落解放に関わるといふのはあたかも教育が運動と連帯して進まなければならないかのように受けとられることである、と自己批判をされています。部落解放運動に連帯するということを自ら否定する論文を公然と発表するということになって現われてこまっています。

それから、政治と教育の結合という場合、同和教育の階級性の問題、ひいては公教育の階級性の問題が理論的な問題として議論されているわけです。自主的民主的の同和教育論は、近代の国民教育が公教育だと言われていること、それがあたかも階級性を超越した何か中立的な教育という意味で主張されたかのように理解し、それこそ民主教育の原則でありそれを継承しているのは我々だと言っています。

ところが、近代の国民教育が特に公教育と言われた一つの理由は、何も階級性を超越して中立的な教育であると主張しようとしたわけでもなく、また一部の私的な特権的な学校教育を主張したのでもなく、社会が公的に全ての国民に対して教育を保障しなければならぬということを主張しようとした点にあると思います。もう一つは、中世の非合理的な教会の宗教教育、宗教的なドグマを教えるというものから、そういうものでなく万人が認める合理的な教育を行なわねばならない、万人に公的な内容を教えね

ばならないわけですが、そのためには政治教育の具体的なあり方をもっと緻密に研究しその実践に習熟していく必要があるだろうと思います。我々の側で「ことば主義」や抽象的理論に対する批判というものが、感覚的ではあるがそれに対する正しい反発のあまり、かえって政治主義と政治教育とを混同しているむきもありません。したがって、政治教育の根本的なあり方にもっと研究を進めていく必要がある。またそれと関わりを思いますが、「にんげん」実践の研究集会でも指摘されていました。「にんげん」を、教えるのではなく、「にんげん」で、教えるのだということがかつてから言われているわけです。これはそういう徳目主義、押しつけでなく具体的な課題にそくして「にんげん」の精神なり基本的な考え方の見方を教えるのだということと言わんとしたのだと思うのですが、それが具体的にどのよう実践されているのか、実践されていかなければならないのかを研究していく必要があるだろうと思います。

それから、少し理論的な問題に関してですが、政治教育の問題について、マカレンコがロシア革命後にある集団教育施設で実践した「見通し路線」という考え方を打ち出している。「近い見通し」から「遠い見通し」、へ子どもたちを指導していかなければならないということを言っています、個人的な利益から集団的な利益へとこのことを打ち出しているわけです。この場合の集団の利益というのは、社会主義社会の全体の利益と結びつけていかなければならないということを行っています。マカレンコの理論

ばならないということを主張しようとしたのです。さらには、上昇期の革命的ブルジョアジーが建設しようとしている社会は、まさに「理性の王国」であり、階級も差別も搾取もない、そういう無階級社会の建設を念頭に置いておいたわけです。そういう点から、それは公的なものになるのだということを感じて疑わなかったわけです。したがって、その内容を全てみてみますと、自ら階級教育を行なえということを決して主張していません。事実上、あるいは実践的には、特権的な勢力に対して果敢な階級闘争をやっているわけです。階級教育を組織していたわけです。

したがって、我々は、階級対立が厳然としてある世の中で、こうした公教育を主張した精神を継承し、この精神を首尾一貫して徹底しうる階級はいったいどれだけの階級か、いずれの階級に依拠しなければならぬのかということをはっきりしなければならぬ。また科学・技術・真理・理性というものを擁護するためには、いかなる条件、内容が保障されなければならないのかということの問題にしなければならぬ。その意味で本来の公教育を実現しうる階級性、あるいは民主的な教育内容、教育条件の構成はいかにあるべきかということを論じなければならぬと思うわけです。したがって、中立な階級かという問題でなく、いかなる階級かということが問われなければならないと思うわけです。

それから、政治と教育の結合の場合には、政治主義あるいは反政治、それにつながる徳目主義というものを克服していかなければならないと主張しようとしたのです。さらには、上昇期の革命的ブルジョアジーが建設しようとしている社会は、まさに「理性の王国」であり、階級も差別も搾取もない、そういう無階級社会の建設を念頭に置いておいたわけです。そういう点から、それは公的なものになるのだということを感じて疑わなかったわけです。したがって、その内容を全てみてみますと、自ら階級教育を行なえということを決して主張していません。事実上、あるいは実践的には、特権的な勢力に対して果敢な階級闘争をやっているわけです。階級教育を組織していたわけです。

したがって、我々は、階級対立が厳然としてある世の中で、こうした公教育を主張した精神を継承し、この精神を首尾一貫して徹底しうる階級はいったいどれだけの階級か、いずれの階級に依拠しなければならぬのかということをはっきりしなければならぬ。また科学・技術・真理・理性というものを擁護するためには、いかなる条件、内容が保障されなければならないのかということの問題にしなければならぬ。その意味で本来の公教育を実現しうる階級性、あるいは民主的な教育内容、教育条件の構成はいかにあるべきかということを論じなければならぬと思うわけです。したがって、中立な階級かという問題でなく、いかなる階級かということが問われなければならないと思うわけです。

最後の同和教育の目的なり使命の問題ですが、自主的民主的の同和教育、国民的融合教育論の目的とは、一般との格差を解消していくところのみ求めているわけです。したがって、高校進学率で一般とどれほど近づいたか、あるいは、非行や低学力という問題はいかに今では部落だけの問題ではなく一般の子どもたちにも現われている問題であるのかを述べて、それ故にこれは同和教育の問題ではないということ、「解消過程に入っている今日の時点では、同和教育の独自性はもはやないんだ」ということにつなげていくわけです。我々が考えてきた同和教育の目的なり使命というものはそういうものであったのかというと、決してそうではないだろうと思うわけです。我々は、窮極の目的というものは、解放の学力というものをしっかり身につけて、部落解放の主体を形成していくところにあると主張してきただろうと思うわけです。国民的融合論の側からは「公教育はなぜ特定の人間像、特定のイデオロギーを子どもに教えることができるのか」と公教育に対して特定の私的なあるいは階級的なものを対置させている考え方になっています。ところが、我々はそうではないに、常に国民教育というものは主体を形成するにあたって階級対立をはらんでいる。労働者階級の主体を作るのか、あるいは資

本階級に從順な社会の担い手を作るのかということ、国民教育の成立以降常に階級闘争の中に組み込まれてきたという事実を、我々はまずはっきりさせておかねばならないだろうと思わなければならない。しかも、部落解放の資質というものは、全ての人間に、全ての国民に普遍的に必要な資質である。決して、言われるような特定のイデオロギーや人間像であるとかいうものではない。また、部落解放というものはその本質において人間解放に他ならないし、その関連において他の一切の反差別と連帯しているのだということを積極的に反論していく必要があるだろうと思わなければならない。

解放の学力につきましては、我々は集団主義、科学的・芸術的認識、解放の目覚の三つの柱で従来整理してきたわけですが、なかでも解放の目覚に対する反論が非常に強いわけです。最近の彼らの代表的なイデオログであります西滋勝の書いているものをみますと、解放の自覚を学力の中に入れると計測不可能であるとか、子どもの思想や自覚に教師が口をはさむというようなことはやってはならない人権問題に属するのだ、として批判をしているわけです。確かに自覚であるとか、世界観というものを点数などで表わすことはできないにしても、計測不可能であると考えるところは、「自主的・民主的」という言葉に象徴されているような物事に対する客観的な指針を欠落させている姿勢の現われであろうと思われ、もう一つには現実の受験教育体制における点数主義の反映に他ならず、誤まりであると思われ、それから、子ども

もの思想や自覚や世界観に教師は口をばさんではいけないというのはもつての他でありまして、これは人権問題であるところか、正しく人権を教師は教えていかなければならないのです。我々は解放の自覚というものを基礎において、勉強の目的や意欲の源泉というものを明確にでき、あるいは生活と労働の結合の中で身につける基礎的な学力を定着させなければならぬということとを明らかにしていただろうと思えます。

促進指導につきましては、「なぜ部落の子どもたちだけを相手に学力の問題が論じられなければならないのか、それは部落排外主義だ」という批判をされているわけですが、この問題についても、我々は部落差別の独自性や歴史性をふまえて、運動の成果として勝ちとったものと考えざるべきである。もちろん、低学力というものは部落の子どもだけでなく一般の子どもにも見られる現象ですけれども、我々は促進指導の成果の中から何を学ぶのかという観点から問題を立てていかなければならないのであって、そうしたところに対立的に促進指導を批判していくという形になっているわけです。それと、促進指導を実践していく中でより明らかになってきたことは、やはりこれは過渡的な対策であって、本質的には低学力というものを再生産している能力主義的な政策というものと闘っていかなければならないのであり、その点で同和教育運動一般と不可分につながっているものであるということも明らかにしていただろうと思われ、そういう点についても全く理解を示していません。

こういうように、現在の国民的融合教育論は、我々が築き上げてきた、あるいは共に築き上げてきたこの成果を一切めきにして、ますます後退した理論・主張になっているのではないかと。したがって、我々は単にこれらを批判するだけでなく、こういうものが文部省の融和主義教育政策というものと一体となったもの、あるいはそれを補完するものであるという観点から批判することが必要であるし、また我々の原則を明確にしていく一つの契機にしていかねばならぬだろうと、このことで研究を進めていきたいと考えています。

四、歴史・理論部門

「部落史研究の前進のためにささやかな提言」

部落解放研究所研究員 盛田嘉徳

私は問題提起などということはとてもできませんので、「ささやかな提言」という副題をつけておきました。ここで申し上げようと思っていることは、私自身に理解があるというのではなく、理解をえたいので研究者の皆さんの活発なご研究を展開していただいて、それを私に聞かせていただきたいという趣旨で申し上げることです。

と申しますのは、一昨年、大賀正行氏が「部落解放理論の根本問題」という本をお出しになりました。大賀氏の著書の中から任意に抜き書きをしているので、ちょっと読ませていただきます。

○ わが国の場合、資本主義発達の特異性に規定されて、封建的身分差別が完全に解消しないままに、階級的差別の中にさらされ、くみこまれていく。かくして、「部落問題」として、帝国主義的差別の一形態に転化され再編成されていく。

○ 同じく部落民も、決して封建社会の「エタ」「非人」ではなく、いったん法制的に解放されており、その後の多くの部落外の没落、流入者を同化し、「部落民」としてあらたに再編成されたものと考えざるべきである。従って、「エタ」「非人」問題は、明治の「解放令」によって、法制的にピリオドを打っている。いったん差別の根は切りとられたのである。

こうしてつき合わせてみると、いくらか表現のくい違いがあるようにも思えます。しかし、だいたい大賀氏の言おうとされているところはわかると思えます。大賀氏の著作をできるだけ心をこめて、ポツポツ読んでいきました、大いに同感するところがあったわけです。ささいな点になると、違いも、疑問もないわけではあります。しかし、大賀氏の意見について私は私が意をえたりと思わなければなりません。

実は、同じことをすい分前から考えておいたわけです。明確には覚えていませんが、正直なところ、一九五五年くらいにはこんなことを莫然と考えるようになってきました。それはなぜかと言うと、奈良本辰也先生が部落差別は封建遺制だということを書いたからです。その時に、私は封建遺制ではないということも考えました。どう考えても封建遺制とは思われぬ点がいっぱい

あるのではないかと、莫然と考えながら、おぼろげながらゆっくりと私なりに考えをまとめたところ、大賀氏がまとめた文章にされたものから、我が意をえたりと思って、とび上がるように大賛成したわけです。

しかし、大賀さんの書いた本を読んでみまして、なるほどなと思っております。これは確かなのですが、どうも細かい点で実証的ではないのです。要するに、大賀氏は運動の中から運動を通して、特に論争の中で考えつき、この理論を組み立ててこられたのではないかと、たぶんそうだろうと思っております。私のようなものからすると、どうもいろいろな資料を出して一つずつ説明してもらわないと納得できない悪い癖がありまして、すんなりと理論的なものがそのまま頭に入らない。そこで、なるほどとは思ってはいるのですが、もう少し惜しむらくは、いろんな事実を出して実証してほしいものだなと思うわけです。大賀氏は運動家なので、これを大賀氏に言うのは酷な話だと思っております。研究者はお互いに、いろんな具体的な資料をもちよまして、研究を掘り下げて迎える必要があるのではないかと。そういうようなことで、ささやかなことを申し上げてご参考にしていただきたいと思います。

まず、解放令の問題です。最近小林茂先生が解放令に関する論文をまとめられて、解放出版社から「部落」解放令の研究」という本を刊行されました。私も頂戴いたしまして、例によって案しみなながらも一度卓見を読ませていただいております。

一遍研究に値するものです。このことを一つお考えいただきたい。

次は秩禄公債の問題です。

解放令が出て「穢多」「非人」の称が廃止されました。部落のなかにはごくわずかばかりの「部落産業」とでも言っている職業を持っていた部落もあったわけですが、それら特権的なものはなくなってしまいました。それから、明治政府が遂行しているさまざまな施策、徴兵とか納税とかは部落に新しく押しつけられた。こういったことで解放令は出たけれども、日々の生活は従来よりももっと悪い状態が出てきた。それに対して、かつての支配者であった武士が、多額の秩禄公債をもらって案をしていた、というようなことが従来ずいぶん前から言われています。これも一九五〇年頃に、京都の歴史家が言い出したものです。

それに対して、私は六〇年頃から異見を持っておりました。実は、一〇年ほど前に秩禄公債の問題をありあわせの資料で調べてメモをとっていたのですが、今手もとにないので、うろ覚えで申します。秩禄公債をもらう前に、まず家臣たちの禄がけずらわれています。そのけずられた禄を基準にして、百石くらいあればその半分は金、半分は秩禄公債という形で、そして、たぶん最後は金が出ないので秩禄公債という形でもらうことになった。申し上げることは、秩禄公債によって大名とか重臣たちは莫大なものをもたらしたが、武士団のなかでその数が圧倒的に多かった下級武士にとってはきわめてわずかなものにすぎなかったことです。彼ら

解放令が非常に大きな役割を果たしてきたことは、これは申すまでもないことです。歴史的にも、その後の解放運動は解放令をたてによって闘ったわけです。そういう意味で解放令のもつ歴史的に大きな意味と役割を私らは評価しなければならぬわけです。

しかし、解放令、解放令としきりにみんな言っておりますと、一八七一年（明治四年）八月二十八日に出された解放令にだけしか目が向かない。ところが、実は明治政府は一八六九年（明治二年）六月十六日に土農工商の身分を太政官布告で廃止しています。そして、まる二年たった七一年八月二十八日に「穢多」「非人」の身分を廃止している。これはひとつづきのものであります。明治政府にとっては、土農工商「穢多」「非人」という全体の階級を二つに分けて廃止した、それも考えられないことはないのではなからうか。こうしますと、ここで問題になるのは、なぜ明治二年に廃止しなかったのか、です。両者がどういう関わりがあるのか。これは一貫した旧身分制を廃止するという方向で打ち出されたものなのか、それとも土農工商だけは廃止してあとは残しておこうと思っただけでも、押されて解放令を出したのか。そのところは私自身においてはつきりしていません。二年遅れて廃止したということについては、大江天也氏が「民族と歴史」の第二巻に講演の形式で裏話みたくに書いていますが、大江天也氏や大隈重信が何も活躍しなかったら、「穢多」「非人」というのはそのまま残ったのだからどうだろうか、という問題です。これは

に対して秩禄公債をもらったと言えほどのものが与えられていたかは疑問だと思います。禄がけずられて、それに応じて出されたのは一年分にもたらない。しかも、先祖代々「士」という商売をやっていたものが永久失業となる。どうも、下級武士たちの方は悲惨だったということを感じたのです。だから、下級武士は困窮しまして暴発事件を起こしたり、今まで農民が長年の経験でここでは耕作しないでおこうとしていた荒地を開拓していったりするわけです。土族出身の北海道の開拓農民もでてきました。もちろん、何ももらわなかったよりはましにちがいないが、下級武士は秩禄公債をもらったといえるほどのものではない。

それにくらべて、上層の武士はたいへんなものだったのです。大名は一時、藩の石高の一割ほどを新しくなった知事の俸給としてもらっているわけです。先年、新宮市へ行きました。「丹鶴城」という名の城があり、水野という殿さんが五万石を持っていた。しかし、水野氏は紀伊大納言のおつき家老なのです。だから、新宮の城は水野氏が常駐していたから、維新のときそのままもらったのです。明治初年には、長年の間に蓄えた宝物、財産は大名の私有物としてそのまま与えた。だから、今だにもって新宮城の一角が私有地になっています。

このように、秩禄公債で士族は生活を補償されたのに部落民は無償で社会の荒波に放り込まれたと通俗的に申しますが、この問題ももう一度点検して考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

それから族称の問題です。

族称というのは、最初は華族・士族・卒族・平民というように作られました。華族というのは大名と公卿です。士族というのは家臣あるいは直臣で、卒族というのは陪臣および下級士族、平民は農工商とされた。その時に、「穢多」「非人」と言われた身分がどういう扱いになったのか、完全に残されたのか、なくなっていたものもあったのか、こういうことについてはやり不勉強で私にははっきりわかっていないのです。

「非人」と言われた人はあとで見ますと、ほとんどは平民に入っている。明治五年に卒族が分解したらそれが平民となる。私が考えるに幕末から明治四年頃まで「穢多」といわれていた身分の人々もかなり平民に入ったのではないかと同時に「新平民」と俗に言いますが、一八七二年（明治五年）以降に壬申戸籍ができませんと、記載をまぬがれた人も多いのですが、かなり「平民」とか「新平民」と書かれている。福岡の松崎武俊さんに聞いたのですが、広島県下で古文書を調べて歩いた時にまだ壬申戸籍があつたといひます。それを見ますとお寺の名前が書いてあつたということ。族称欄が空白になっているものもあります。私の見たところでは「新平民」ないし「新民」と書いたのが多かったように思います。あるいは「旧穢多」というものもありました。その壬申戸籍ができるまで、解放令以降身分がどう扱われたのか、ここが問題だと思ひます。

それから七年前から兵庫県で同和教育資料を集めてきました。

こちらあたりをもっと研究してみなければならぬと思ひます。

あわせて言ひますと、皇族という非常に「高い」身分がある。ところが調べてみますと、江戸時代にも天皇の子どもはたくさんいたのですが、天皇や將軍の子どもはいたらじやまずから皆大名が養子縁組させてはじき出されてしまうわけです。皇族というのは明治になって作られますが、なぜ一部だけが皇族になったのか、いかなる身分をもって皇族にされたのか、このこともやはり大きな点です。

こうして考えてみますと、いろいろはっきりしない点があります。しかしだいたいにおいて、大賀氏のいうとおり法制的に古い根は切り落こされたのだが、それが完全に解消しないままに封建的な身分差別を利用して新しく族称を作つたといえらると思ひます。

ところで、族称というのは身分なのか身分でないのか。いろいろな方に質問すると、「あれは身分だ」「いや身分ではないが身分的である」と、いろいろいわれるわけです。つまり定説がないのですね。

私の子どもの頃は表札にも士族と書いていました。ところが第一次世界大戦の頃になると名札と表札に士族と書いていたら、「あいつは頭の古いやつだな、あれだからこまる」とあまり自慢にならなくなりました。第一次世界大戦を契機にして、士族というものの社会的役割が変化していったように思ひます。その一つには学歴があるのではないかと。先ほど同和教育、公教育という話があり

本年ですっかり完成します。その資料の中に、行政的な立場に立って書かれた戸長文書がありますが、その中のたとえば不就学・長欠の届出も必ず分けて書かれています。「平民、長男、〇〇、〇才」とあるあとに、「新民何某」とあり、けつして行政的にも明治になりましても一緒にして書かれていない。だから、解放令というものがどういう意味を持っていたのか、そういう扱われ方がなぜ行われたのかが問題だと思ひます。

考えてみますと、族称の問題は一八八四年（明治十七年）に華族令が出まして、一八八九年（明治二十二年）に皇族が出て、族称が完成するわけですね。皇族、華族、士族、平民、「新民」あるいは「新平民」です。華族というのをみますと、その中に必ずしも出身にとられず士農工商が入っています。その華族に対しては國が手当を出しています。「皇室のほんべい」とよく言っています。もつと社会的な意味あいを持っていたのではなからうかとも思ひます。平民というのを考えても、やはり士農工商「穢多」「非人」が入っています。逆に、新平民と言われた人の中にも、たまには武士が流れ込んでいます。私どもがやりました奥田家文書で知られている南王子部落でも井伊直弼を襲撃した武士がそこに逃げこんでいます。そして明治の中頃まで活動ができなくなりました。秋定さんの話でも明治時代に武士が入っていたというのを聞いています。明治初年の部落であつても地縁的なものが多かった。今はもつと様相が変わっている。変わってきた理由は社会の変化と合わせて考えなければならぬ。こ

ましたが、「家を立て、名を上げ、励めよ」という立身出世主義、近代産業社会の中で役に立つようになれよ、というのが日本の公教育の出發です。そういう明治初期の諸改革全体に通ずる政策に関わつて、部落の置かれた立場というものを考えてみなければならぬと思ひます。

こうしてみますと、今まで私たちは明治初期の歴史を上の方からみてきましたが、もう一遍それを下から、部落はどういう立場に置かれていたのかという点から見直して、つまり部落の歴史を通して明治以降の歴史というものをもう一度検討し直してみたらどうかと思ひます。

私は大賀氏の意見と対立するところもありません。しかしおおむね大賀氏の意見には同感であります。そのうえで、もつと具体的、実証的に資本主義の發達の諸段階における部落の果たした役割、はたさせられた役割という観点から明治以降の歴史を新しくとらえなおしてみようではないかと考えているわけです。私自身は自分の意見をあまりもたないのて疑問ばかりを追ってきたのですが、こういう諸点を考えて明らかにしてみようではありませんか。

【第二日・部門別討議のまとめ】

一、人権・啓発部門

参加者は一三人で運動関係と社会教育に携わる行政関係と新聞

関係が集まり、論議しました。まず、解放同盟の全国大会に向け
た人権に関する方針が出ておりますので、その読み合わせをし
まして、その後、参加者の顔ぶれにしたがい、的を絞りまし
て、特にマスコミへの働きかけの問題と啓発活動の充実にしほり
論議をしたわけです。

マスコミへの働きかけの問題ですが、今日もなお新聞等の中で
差別記事が多いという問題があります。さらには、付帯決議が出
ており、国民に対する積極的な啓発活動ということになっており
ますが、なかなかそうはなっておらず、こういう点をどのよう
にすべきか、マスコミの中にどう働きかけていけばいいのか、と
いうことで八木さんや田村さんの発言をいただきました。現状を
聞きましたら新聞協会というのがあり、これは経営者の団体でこ
こでの部落問題の認識は「言葉の使い方を間違ったらえらいこと
になります」という認識にとどまっております、そのことを念頭に置
いて中身が理解できるように働きかけていく必要があるのではな
いか。現場の記者の今日の部落問題の捉え方というのは「取り上
げねばならぬ」とは思うが「へたに取り上げるとおこられるから
触れない方がいい」というところにとどまっております。記者が圧倒的
に多いのではないかと。そこでそういう現状を踏まえながら考えま
した場合に、いくつかの方法があるわけですが、一つには、個々
のマスコミで現われてくる問題・事件を捉えてこういう言葉を使
ったからいけないのだという追及ではなく、こういう問題を契機
として部落問題についての全般的な考え方を高めていくような働

そういう一見矛盾した現象がかなり普遍的に現われてきている。
そこでその原因を考えた場合に、一つの問題としては、部落の歴史
を話すにしろ、部落の現状を話すにしろ、非常に固定的に「一
般社会と全く隔離してしまっている」とか、あるいは劣悪な状況
が続いてきたことを非常に誇張されてきている、そういう今までの
研修のあり方に一つの問題があるのではないかと。したがって、
そういった点を反省した上で、新しい研修のあり方を考えていく
必要があるのではないかと。それから、もう一つの問題としては、
これまでかなりの研修をやってきているが、その研修が立て前で行
われてきているのではないかと。現実には一人一人の一般大衆が持
っている被差別部落についての偏見というものは具体的な姿を持
って描かれている。ところが研修というのは、歴史・答申・現状
が語られ、結論としては差別はいけぬという立前で終わって
いる。そうした場合に、具体的に持っている部落に対する偏見とい
うものが、ていねいに説得で訂正されておらないという問題が
あるのではないかと。そういった点をふまえて、今後の課題とし
て、適当なテキスト、教材作り、そういったものをこなしていけ
る大量のオルグ団を育てていく必要があるのではないかと。

第三番目の論点として、最近の差別事件の特色を少し真剣に考
えておく必要があるのではないかと。ここ数年の特色として言え
ることは、落書きと投書がふえてきていること、その内容が悪質
化してきていること、さらにそういうものを主張する組織ができ
ているのではないかと、そういう形の落書きや投書がふえてきてい

きかけを考えねばならない。もう一つは、運動側が「特別措置
法」や「部落地名総鑑」や「狭山再審」の闘いなどの課題を闘っ
ているわけですが、それらの課題がマスコミに取り上げられるよ
うな方法をうまく考える必要があるのではないかと。記者会見をや
って記事にしてみたいという通り一遍のやり方では、なかな
か紙面にのらないのではないかと。むしろ、そうではなく、「論壇」
とか「読書のページ」とかいうのがふえてきているわけですが、
そこらをもっとうまく使う必要があるのではないかと。たとえば、
「特別措置法」の闘いの場合に村越末男さんの名前を朝日新聞の
「論壇」にのったり、「地名総鑑」の問題で中野好夫さんが雑誌
「展望」に書いたたりしたわけですけど、ああいう形でそれぞれの
運動の局面で誰か適当な人を探して、その人に新聞の紙面をうまく
活用してもらおうというやり方も考えて取り上げさせていくとい
う方法があるのではないかと。

次に啓発の問題に関してですが、これは特に加藤さんの方がか
なり研究しているわけですが、最近の傾向として啓発活動
は一定進んできたと言えるが、その中でいくつかの問題が出てき
ているのが今の現状ではないかとの問題提起があったわけだ。
どういことが問題になっているかと言つと、たとえば部落問題
の起源は政治的起源であるという認識はかつてより高まってきて
いるが、ところが、被差別部落を非常に悪い印象で捉える考え方を
持っている。例をあげると、血族結婚が多いというふうな問題
ですが、そういう認識のパーセントもまた高くなってきている。

この点は非常に危険なものを持っているわけです。やはり我
々は、まだファシズムだとは思わないのですが、そういう芽は落
書きとか投書の中に出てきている。そこで、なぜこういうものが出
てきたのか考えてみた場合、確かに不況の時代になり、政治的反
動化が強まってきていると言われているわけですが、まだ解
放運動はまがりなりにも前進している、闘った一定の成果を勝ち
とれるまでできているのに対して、差別落書きや投書をやっている
人々の大半は未組織の労働者か未組織の業者か学生で、自分たち
の生活を守り、闘っていく組織を持たない人々である。つまり、
そういう未組織の自分の生活を守ることのできない、あるいは権
利を守ることのできない人々が、今日の経済的な矛盾の中で、没
落し、不満とあせりとかねたみという意識を持って現われている
りまして、こういう人々が差別的な投書や落書きとして現われて
るのではないかと。そういうふうに見ていく必要があるのではない
かということも論議したわけです。そう見ました時に、今後の方
向としては、組織的な問題になるわけですが、一つの問題は、人
権草の根運動という形で、こういう情勢であるからこそ、強力に
人権擁護を闘っていく必要があるのではないかと。もう一つは、ね
たみ差別を真剣に考えていく必要があるのではないかと。

そこで、次の討論の柱は人権草の根運動というものをどうい
う様に考えていく必要があるのかということだ。

従来、部落問題の取り組み方というものを考えた場合に、同対
審共闘、あるいは部落解放同盟と組織労働者との連合体でま

て、これは圧倒的多数の住民というものを包含していないという問題があると思います。差別落書とか、ねたみ差別を見た場合、一番広くそれを持っているのは、組織された総評の労働者ではないと思うのです。むしろそういう組織に所属していない人々が多いわけです。だから、問題はそういう最も部落問題から離れておいて間違った考えを持っている人々についても、影響力を及ぼしうるような、いわゆる車の根、そういう網を打つ必要があります。そうした場合に、大阪府下いくつかの所で結成されておるうちに、たとえば地方自治体の協力をえて、各種団体をまき込んで、とにかく、地域的な網を打つ、そういう意味では、たくさんの人々に部落問題を知ってもらおうというそういう一定の積極的な面があるわけですが、やはりどうしても、中身がなかなかうまくいかないことが出てくるわけです。そういう点で、地方行政の力をかりながら、各種団体を巻き込んで、たとえば「人権意識啓発協議会」というふうなものを作っていく際に、それにどう魂をほうり込んでいくのかということを考えていかねばならない。そうした場合に、そうした組織の中に、解放同盟や総評やさまざまな自覚的な人々が、いわばオルグ団という形が入って、そして「人権啓発協議会」というものに魂を入れていく必要があるのではないかと。

もう一つは、「人権啓発協議会」といったものを作っていくわけですが、そこで一体どういうことをするのかという内容が問題になっていくと思えます。いくつかの課題があると思いま

すが、一つには、国際人権規約の考え方や「特別措置法」や「同対審」答申など理念的なものについて、こういう考え方をしておるのだということ徹底的に広めていく、これはこれで限界はあるけれども、徹底的にやっていく必要があります。もう一つは、日常の市民生活の中に存在している差別を問題提起して考えていくことが必要ではないか。たとえば、和歌山県の粉河町の婦人団体が、見合い結婚の時に「釣り書」というのはないかどうか、あるいは、結婚式の会場に行ったら〇〇家と〇〇家の結婚式と書いてあるが、これに誰も疑問を感じないという点を一つ考えてみようではないかというような運動を町会というレベルでやりはじめていくわけです。やってみるといろんな論議が出てくるわけです。その中で問題を考えていくという取り組みをやっているのです。そういうように、日常市民生活の中で見過ごされている差別的な考え方やしきたりを一つ考えてみようではないかということが出来るわけです。あるいは、大きな課題として起こってきた差別事件をこういう取り組みの中に組み込んで考えていくこともできるのではないかと。

ただ問題としては、この「人権意識啓発協議会」というものが、解放同盟と匹敵するくらいに地域における運動団体になるかと言えば、それは限界があり、やはり運動団体にはならないだろう。運動を作っていくための基礎づくりのためにはできないのではないかと。

もう一つの問題としては、去年の部会の中でも出たわけでは

が、やはりねたみ差別をどう克服するのかという問題が非常に重大な問題になってきていると思うわけです。その点が、ねたみ差別を克服する時に理論的な話での説得では限界がある。具体的な問題を通じて説得していくことが必要となってくる。たとえば学校の場合、同和予算で建てられているとなっていて、部落の子どもたちは平均二〇多たらずで、全て部落の子どもたちが通っているわけではない。そういった具体的な話をしていけばいいのではないかと意見です。そういった観点を踏まえながら、差別の実態や闘いの歩み、あるいは闘いといった成果は部落だけでなく周辺の人たちにも役立っているということを訴えていかねばならない。しかしそういうことをやりきったとしても、なかなかねたみ差別が生まれてくる根を絶ち切ることができない。具体的に考えてみたら、ねたみ差別の中身の大きい部分を占めるのは、住宅の問題、保育所の問題、そして若干の個人給付の問題なのです。それは、結局、そういう住宅や保育所や個人給付が、今日の日本において一般的にも非常に劣悪であるということを反映しているのです。それはやはり、特に労働組合の中で変えていかねばならない課題であります。これまでの労働組合の運動が、基本給を上げる闘いには熱心であったけれども、一方で住宅闘争、住宅手当といわれているものについてはどうであったのか。保育所建設の問題、いいかえたら児童手当や教育費の問題についての闘いが非常に弱かったのではないかと。もしも、日本の労働組合が住宅という

目標を掲げて、春闘とかさまざまに闘いの中で闘っておたならば、部落解放同盟がかちとってきた成果というものは、それなりに労働者も評価できるであろう。ところが、今日までのところそういう動きというのがまだまだ弱い。そのことが今日のねたみ差別を放置している大きな問題の源泉にあるのではないかと。

最後に、子どもの自殺の問題について、もっと解放教育や解放運動をやってきた者の観点からみた説明をやる必要があるのではないかと。子どもの自殺という行為は結果であり、今日の新聞の取り上げ方には、きっかけのところだけを大きく取り上げ、そこに行くまでの背景をえぐり出した説明、記事が非常に弱いという指摘があったわけです。その点で、受験体制というものが子どもたちをがんじがらめに縛りつけているという観点から、このことの説明を考えていかねばならないのではないかと。受験というものは将来の就職にもとずいているのであって、これが一生を決めてしまふ。したがって、保育の時から大学をめざして受験体制の中に組み込まれてしまふ、強く生きようという意識も何もない状態に置かれてしまふ。また、もう一つの見方として、自己を主張する子どもは自殺しない、あるいは山上弁護士が言われているようにですが、狭山に立ち上がっている子どもは自殺しない、あるいは何回も失敗して、それでもへこたれず頑張ってきた子供たちは自殺しない、というのもあるわけです。したがって、これは啓発部会だけで論議する課題ではありませんが、やはり部落解放という視点から最近の子どもの自殺の状況というものをどう理解し、どう

解明し、どういふ方向を考えていけばいいのか、という論議を我々なりに起こしていく必要があるのではないかという問題提起がありました。

(報告・友永)

二、行政・経済部門

行政経済部門は、三輪環境部会長を座長にしまして十一名が参加して行われました。レジメに出されている各部会報告をそれぞれ問題提起し討議を進めていきました。特に焦点は、昨日上田先生が提起をされました実態調査、部落白書に関する取り組みを中心とするものと、今後の部会活動の定例化の問題について論議が集中したわけです。

まず、実態調査に関しましては、一九七五年に行ないました実態調査の徹底的な分析と批判が十分ななされていないという問題について、更には二番目として、今度中央本部が計画をしている白書作り、並びに総理府、政府に対して働きかける実態調査の同盟案と言われるもの、もしくははその対策といわれるものの中身に関する問題について、この二つを中心に論議をしたわけです。

事務局で現在検討されている日程に関する説明が行われました。昨日の上田先生からの問題提起の一つのきっかけとして、研究者レベルで三月の京都で行われる全国大会で全国同盟員の問題提起をする。また、実態調査の分科会を五月の全研の中で独立に設けて、中央本部として調査の手引き、調査の項目、方法の問

ころかを明らかにする作業をやったのちに、それを踏まえて、それを補強した形の調査項目の対案作りを準備するということについてお互いに意志統一したところであります。

共通して部門で考えねばならぬ二つの目の問題は、同和対策に関わって一般対策として行われている制度、もしくはその背景になっている一般法、こうした研究が研究所の部会として進められていかなければならない問題です。

さらに、特に問題提起しておりますように、全同対の専門部会が行いました一定の基準にあたるような同和行政の方からの中間報告が「部落解放研究」一五号に出ておりますので、そういったものの検討などもやっておりますことが議論の中心になっております。

もう一つは、こうした課題を進めるための部会運営の議論が行われました。研究員の中から、昨日やりました分科会は中央行政闘争本部の事務局会議とどう違うのか、という話が出されました。なるほど、うちは「特別措置法」の行政闘争本部の事務局になっておるものだから、ほとんどメンバーが交わらないということでありました。そういうところから、まさに運動と密接に連携をとった研究所の典型的な活動形態であると同時に、そういう弱さの問題が出てきているわけです。

そういう発言に代表されるように、やはり部会を定例化していくこと、研究員を拡大すること、他の組織もしくは行政関係者をも含めた交流の問題、それから部門全体での例会活動、こういっ

題まで一定明らかにする。さらに、具体的には、行政を対象としての行政が中心となる調査、また同盟、県連、支部が行う調査について提案をし、これまで全国二十いくつかの都府県連もしくは行政で行ってきた調査の中から典型的なものを選びまして、関係県連や研究者の方からその調査の具体的な成果と問題点について報告を受けるという形で集約を行なう。その研究会が終わったあとで、国もしくは地方自治体にやらせる細かい調査票の原案、対案、並びに同盟が行なう調査項目や調査の方法についての内訳を明らかにした手引きなどを作成していく一連の日程が現在検討されているわけでありました。

こうした段階で特に注意すべき論議となったのは、調査のための調査ではなく、具体的に支部や町の総合計画、町づくり計画と結びつくような、また行政闘争に一定役立つような調査でなければならぬ。調査はしたけれども、でき上がったものが五年先になるとか、高度成長の時代に調べたものが不況期の今頃になってでき上がってくるというのでは、今日の段階では全く運動の情勢が逆転しているわけですから、そういう点で、即役立つような、また運動に対して一定の問題提起となるような調査をやっていくことが重要である。先日報告されましたが、熊本で実証されたように、要求白書を作るための調査と明確に限定した形での調査を運動側が進めなければならないことが論議されました。

各部会では、この日程に従って、七五年に総理府が行った調査の徹底的な分析と批判、項目の不足しているところはどのようにたことがやられねばならぬだろうという話になりました。特に、その議論といたしまして、一つは、部門全体を対象にテーマを設定して研究員が共同して会議を行なうこと、たとえば、一般制度の問題についてそれに精通している行政関係者、もしくはそれを中心に分析・整理をしている学者・研究者を呼んできた、さらには、財政制度について税理士とか企業連の中で中心になっておられる人の提起を受けながら、我々のレベルの問題提起をそっくり講師なり研究者の中から引き出すということではなく、そういう基礎的なことを知りながら部落の場合にあてはめて考えていくことが必要であり、我々側の弱さ、取り組み方の問題ではないかということが出されました。二つ目は、例会を定期化していくことが組織を確立することと結びつくわけですから、拡大部会というような形のを開催し、行政関係者や研究者などにオブザーバー参加という形態で参加してもらい、運動関係者を入れて広く論議ができるようにしていくこと、また部門にとらわれずに研究者全体に働きかけて興味のある人は来てもらうということも議論されました。

このように、研究者会議ということを考えつつ、前段で申しました課題を積極的に進めていくことの中で、部会活動の確立、研究員の拡大と結び合わせた行政経済部門の方向ということを意志統一しました。

(報告・本持)

三、教育・文化部門

部会の事務局、解放同盟の関係者、研究者など十一名参加をしました。部会では研究活動を進めていく柱をどうしようふうに考えていくのかということ、国際児童年の問題をどう取り組んでいくのかという大きく二つの問題が討議になったわけでありました。

まず、各部会の研究活動の進め方につきまして、大きく学校教育部門と子ども会・解放会館に関わる部分の二つに分けて検討いたしました。

総論部会では、融和主義教育批判を理論的に明らかにしていくこと、本年九月をメドに出版の活動を予定し、それにかかって現在原稿を書いたり検討しているわけでもあります。

この部会では、さらに国際児童年の取り組みに対する理論的な検討を行なうていきました。

また、現在日教組が闘っています四〇人学級の実現ということに関しては、「同和」教育運動は大阪を中心として非常に大きな成果を上げていくわけでありまして、日教組の闘いと「同和」教育運動の闘いの理論的な意義づけがまだほとんどなされていらない現状において、その検討を行なうていきたいと思います。

保育部会では、論議の対象となりましたのは、小学校部会、子ども会部会とも関係するわけでありましたが、いわゆる低学力といわれている問題をどう考えていくのか、特に保育部会では保育の

リキニラムをどう作っていくのかという問題であります。これまでの保育カリキニラムの捉え方というのは、多くは設定保育と言われているもののカリキニラムを考えているわけですから、やはり保育所全体の中で活動を検討しなければならぬ、生活カリキニラムとして位置づけようということが言われてきたわけでありました。昨日の討議の中で、保育カリキニラムを考える場合、家庭での保育の問題を射程においた保育カリキニラムというものを考えないと、本当の意味で、部落解放ということを射程距離に置いた研究課題として押さえきれないのではないかとすることが確認されました。そういう方向で、保育部会で検討していききたい。特に、文字指導の問題については、住田利雄会長をはじめとして、いろいろご提案いただきました。単に文字を知るか、知らないかということではなくて、もっと基礎的な文字能力の形成という問題を具体的に検討していく必要があるのではないかと、ということが論議になったわけでした。

小学校部会では、保育部会と結論的にはよく似たことになるわけですが、これまでいわゆる低学力の克服ということで、三〇人学級や促進指導、複数担任、地域の学習会、教科書の見直しとかいろいろ取り組んでまいりました。しかし、事実の問題として、子どもたちの低学力が克服していかない。それをどう考えていくのか。いろんな問題があると思いますが、当面小学校部会では、学力が抽象的に学力として存在するのではなくて、具体的な子ども

たちの生き方の問題と関わりながら提起をしなければならぬ。それは何よりも、部落のおとうちゃん、おかあちゃん的生活というものを子どもたちがどう見とめていくのか、そういう問題を一方で提起しながら、学力の問題が提起されなければいけないのではないかと。つまり生活と教育の結合ということになろうかと思っわけでありまして、そのへんをどういう形でとめていくのかとらった場合に、決定的な問題は子ども、集団の自己運動という問題ではないか。大阪におきまして、いくつかの地域でそういう実践が始まっていますし、学力の点についても、生き方の点についてもいろいろな成果が出てきているわけでありまして、その理論化をしていく必要があるのではないかと。特に、集団の問題で言いますと、子どもたちが切れてバラバラになってしまっているのではないかと。いよいよ形だけの集団主義ではなくて、中身のある集団主義を検討していく必要があるのではないかと。当面、特に力を入れていかなければならぬのは、小学校の二年三年くらいになると（前はもう少し後だとわかれていたのですが）格差が出てくるという実態を考えてみますと、保育所の保育内容の問題とも関係するわけですが、小学校一年生の学力の問題、集団の問題をどうしていくのかというすじ道を部会として提起をしていく必要があるのではないかと。このことで検討をしたわけでした。

中学・高校部会では、いわゆる荒れる、という事態や差別事件が次から次へと起こってきている事態の中で、どうあるべきか

という具体的な方針も問題になるわけでありましたが、これまでの戦後積み重ねられてきた「同和」教育運動のすぐれた実践的な成果というものを、積極的に理論化していきたい。「同和」教育運動の歴史と伝統を一言でいうわけでありませんが、これまでの「同和」教育運動の成果が、今日の教育の荒廃と言われている事態の中で、改めて現実に適用できる部分があるのではないかと考えているわけでした。そういうものをも含めて継承・発展というのを考えていきたい。具体的には、当面、生活指導の問題について大阪における推進校を中心としてその実践的な議論をやっていくということ、それから、今日の不況のもとで改めて提起されねばならない進路保障の問題の二つについてやっていきたいと思います。

子ども会部会では、現在大阪において子ども会の指導員が約二百名を突破するに至っている中で、子ども会がどういようふうに機能すべきかという点がここ二〜三年提起されてきたわけでありました。その中で、「部落解放子ども会大阪連絡協議会」を中心として実践的な検討がなされてきたわけでありました。子ども会の文部の中における位置づけ、あるいは全国的な子ども会の実態の把握を一方で検討するとともに、具体的な子ども会の活動内容として、子ども会における勉強会の位置づけの問題で多くの参加者の皆さんから、塾的な傾向になってきているのではないかと。危惧が出され、とりわけ学力保障という観点から言っても、単に自主的な活動であればいいのではなくて、もっと子どもたちの生活を高め組織していくことが必要ではないかと。このことが提起を

され論議をされたわけです。

解放会館部会では、住田会長に問題提起していただいたわけですが、今日、解放会館とは何かについて、運動体でも部会でも必ずしも明らかにしなければならないのではないかと。あらためて議論する必要があるのではないかと提起されました。討議の中で明らかにしてきたことは、最近の解放会館の方向は、二つの方向において理論的に整理すべきであると言われてまいりました。一つは、解放会館が地域の中で、本庁を相手にして監視役、連絡役、相談活動で実際の権限を持っていかない、奪っていくという対応が一つと、逆に、解放会館にすべての機能を持ち込んで、要求という要求がすべて解放会館で処置され、押しつけてしまおうという二つの傾向がある。それに対応して職員意識が、かつてのように意識あるメンバーがくるのではなく、一般の事務職がくる、しかもいる年数が短いという問題ともからんで、どういう形で整理していくのか論議が上がってきたわけです。そういう中で、隣保館の運営手引き、というものを作りたい。あるいは、大阪の解放会館の歴史をまとめていきたい。

以上が、七月に行なわれます第一回の研究集会に向けての研究活動の柱として確認されたことあります。

全体的に、家庭教育の問題がもっとどういう形で高め内容あるものにしていくのかということが問題意識の柱にあったのではないかと思います。

次に国際児童年についてです。国連決議では、内容的には、一

作成委員会」というものを作って、それを研究所の総論部会を中心として、全体的に理論的な点でバックアップをしていくという点を申し合わせて、国際児童年についての討議を終えました。

(報告・玉置)

(補足)

国際児童年について

国際児童年について報告したいと思います。まず第一に、「国際児童年について」という日本政府の見解と「国際児童年に関する決議」の内容の違いを、しっかりと押さえておく必要があるのではないかと思います。

国連決議の中では、「三、各国政府に対し、児童、就中、最も弱く、不遇なグループに属する児童の永続的な福祉向上をめざす努力を国家及び地域社会レベルにおいて促進するように要望する。」ということが、基本的な課題としてあるわけですが、日本政府はそのことについて何ら触れようとしていません。ただし、実施項目の中では、国連決議および国際的な世論を無視することはできず、若干継続的な施策をせねばならぬとうたってはあります。しかし、具体的な実施項目、行政対策としては、今年度予算に一切計上していません。先日総理府に行きまして、国際児童年の推進事務局のある総理府青少年対策課で、「継続的な児童年を機にしての具体的な施策は何か」と質問しましたところ、二つのことを上げました。一つは、養護学校義務化の問題を国際児童

典型的な例で申しますと、差別を受けている子どもたちに対する対策というものをこの機会に具体的にやっていくのではないかと。という提案があります。ただ国際婦人年と違って、国際的な拘束力というものが弱いということの中で、政府は基本的には「お祭り」的な行事で終わらせようとしています。「わが国には児童問題ということであらためて提起される問題はない」というのが政府の基本認識です。そういうことが報告され、それをどう突破していくのかということが問題となったわけです。すでに、いわゆる共産党系の人々を中心としているいろいろな取り組みがされているわけですが、やはり差別の問題、人権の問題を真正面から国際児童年に位置づけて闘っていくということ、あるいはこれを契機にして、国際婦人年と同じように、継続的な闘いの出発点にしていくという位置づけが全般的に弱いわけです。そこで、大阪府連なりその他の関係団体を巻き込みながら、「国際児童年を機に子どもの権利を実現する会」というのを作り上げ、そういう方向で闘っていくということでも提起されたわけです。討議の中で非常に着目すべき意見は、「国際民婦連」が国際児童年に向かって取り組みを強めようとしているわけですが、我々は日本で国際情勢の困難な条件のもとで全然知らされていないという中で、それをどうしていくのかという提起です。さらに具体的に「お祭り」で終わらせてはならないわけで、児童を守る行動綱領、行動計画というものを作っていく必要があるのではないかと。いうことで、「国際児童年を機に子どもの権利を実現する会」の中に、「行動綱領

年を機に進める。もう一つは、母子家庭の保護基準を改正していく。この二つの問題での継続的な方向性しか具体的には出ておりません。

ですから、私たちが、国連決議の趣旨にもとづいて、日本に居住しているすべての児童の中でも「最も弱く、不遇なグループに属する児童」の問題について光をあてていく継続的な闘いを組織していく必要があると思います。それが唯一国連決議に則しての行動であると思います。私たちの取り組みが非常に遅れているので、そういう趣旨にもとづいての行動計画が樹立されていません。今、大阪府連及びいくつかの諸団体が集まって、具体的に行動を展開できる組織結成をしようということ準備をはじめていますが、今といった趣旨にもとづいての国際児童年そのものについての理論的整理とさらに具体的課題を明らかにするための協力を各部門の皆さんにこの場をかりてお願いしておきたいと思えます。

総理府の具体的な本年の「児童年」に向けての諸行事の中では乳幼児は一切対象にしておりません。「児童福祉法」では、〇才から一八才が児童の概念になっており、同時に、国連では〇才から一五才を国際児童年の対象と規定していますが、具体的な諸行事の内容からいって、小学生、中学生を国際児童年の対象と考えているようです。そのへんで、〇才から一八才までが対象だという点とそこにおける問題点の整理、児童福祉の問題、あるいは母性保護の問題を含めての方向づけが必要ではないかと考えるわけ

です。

もう一つの側面として、この国際児童年を機に政府が何を狙おうとしているのかということ整理してみますと、基本的には、ナショナルリズムを煽っていく方向性が、非常に強く貫められています。すでに日本には児童問題というのはない、あるとすれば、高度経済成長の中でのひずみとしての過保護の問題や非行の問題があるというような認識です。そういった現在の日本の子どもたちからみて、多くの国々に、戦火にさらされている子どもたち、食生活のできない子どもたち、学校に行けない子どもたちがいかに多くいることか、とキャンペーンをはって、日本の国内にある児童問題、その矛盾をおおいかくしていくという方向に方向づけられていると判断せざるをえません。もう一つは、社会教育という部分は非常に目につくにくい部分で、一貫して権力者のイデオロギーに方向づけられているわけですが、そこに児童年を契機として権力的な側面をさらに強化していくことが強く進められているのではないか。国際児童年で国は名目四百億円の予算化をし、大阪段階でも府が五六三〇万円の予算化をしています。その受け皿は何かと言いますと、ボイスアウト、ガールスカウト、あるいは青少年育成会とかいった大変反動的な組織であり、そこに金が流れ込み、その組織形成やイデオロギーの強化といったことが、児童年の名のもとに進められていくという状態におかれているわけです。

これに対して、世界的には「国際民主婦人連」が中心となり、理

自分の道をさがしていく、
負けずに未来を見て歩くのだ。」

これから、マスコミ、特にテレビを通じて大々的に流れ込んでくるだろうと思います。昨年、総理府が全国的に応募して国際児童年のスローガンを決定しているわけですが、内閣総か大臣賞となったメインスローガンが「我が子への愛を世界のどの子へも」に決まっています。このスローガンと歌が、さまざまに形で私たちの前に登場します。我々は、耳をふさぎ、無視することはできません。本当に正しい児童問題の方向づけを我々の内部から作り上げていく闘いが必要であることを訴えたいと思います。

(報告・奥名)

四、歴史・理論部門

参加者二〇名にのぼり、熱のある討論が行なわれました。まず、事務局の方から若干の問題提起をし、そのあと討論をしていただきました。まず問題提起の一つは、最近の近代の部落史研究の特徴です。国民的融合論の側からは従来は戦後から部落差別は解消の過程に入ってきたと言われてきたわけですが、最近では明治からすでに解消の過程にあったのだ、差別は物的な基礎があったから残ったのではなくて、政策として、戦前は融和政策、戦後は民主勢力を分断する泳がせ政策の結果、差別は残されてきたにすぎない、差別が残ってきたというよりも解放が阻まれてきたの

念をうたっているもので拘束力を持たない「国際児童権利宣言」について、国際人権規約と同じように、条約化を国際児童年を期にしようという動きがあるわけです。国連の人権委員会が昨年三月にその原案ができたが、「国際児童年を期に、この条約を今般の国連総会において確立し、そして批准をすべきである。」という意見具申がつけ加わって、国連内部ですでに提起されているわけです。「国際民主婦人連」では、その条約化を進める闘いを今年度中にしようという具体的な行動を予定しています。ですから国際児童年というのは、一つは国内における最も集中的に差別されている子どもたちの問題を明らかにして、その解決の具体的な方向を確立していくということ、全世界的に言えば、国際人権規約とともに国際児童権利条約の確立という闘いが展開されなければならないだろうと考えています。

大阪段階では近々組織化をしていくわけですが、全国レベルでも各地において、そういった闘いを展開していただけるよう

にお願したいと思っています。

すでに、日本ユニセフでは国際児童年の歌として「道」という歌を作っており、近々発表されます。歌詞はこういうものです。

「この道をこうやって歩くのも、
君が幼い子どもだからだ。
いつか来る、君ひとり歩く時、
つらいけども泣いちゃいけない。
誰でもそうだ、

だ、そういう議論ができてくる、そういう点が特徴であると思

います。

それから、資本主義と差別という一般的な議論については、北原泰作さんの最近の議論などを聞いていますと、共通の理解がひろがっているように思います。大賀さんから提起があったように、資本主義は差別を再生産して、部落差別などを残し、しかもそれは反強占民主主義闘争として闘われないと解決はないのだ、というところまで一致点が拡大しているように思います。

部落差別の本質あるいは部落差別をどういうふうに把握するのかという点については、いろいろな説が出されていわけですが、一応レジメでは「封建的な賤視観念をまこと搾取」と整理してみました。

さらに、部落差別の物的基礎があるのかないのかということろでいくつかの議論が分かれています。戦前は寄生地主制があったから残ったが、戦後はそれがなくなったから解消の過程に入ったという議論が馬原さんを中心にあります。それから、杉之原さんあたりは、寄生地主制とは単純にはおっしゃらず、絶対主義的天皇制、寄生地主制と結びついた近代日本の資本主義社会の政治的・経済的仕組みの中に部落が組み込まれて残ったという言い方をします。ところが、杉之原さんの場合も、そういう天皇制と寄生地主制は戦後なくなったのだから、部落差別を残す物的基礎はないのだ、解消の過程にあるのだという考えです。中川さん、吉村さん、それから、最近の「日刊、社会党」一月号に書かれている

井上清さんは、それぞれ何らかの意味で物的な基礎があるという議論であります。そういう最近の意見、論争を整理しておきました。

ところで、以上の議論をふまえたうえで、明治以降の部落差別がどのように変化してきたのか解明しなければならぬという課題が残っているわけです。実は部落差別の歴史を解明するということは、この部分こそ明らかにしていかなければならぬわけですから。したがって、討論では、どういふふうに部落差別を扱っていくかなければならぬのかという問題と、具体的に部落差別が明治以降どうなったのかという具体的な討論と両方していただきたいということの問題提起を終わりました。

そのあと討論に入りまして、延べにして六〇名の方から発言がありました。討論を整理いたしますと、大きく分けて、部落差別をどのように把握するのかという観点からの議論と、具体的に明治以降の部落差別をどう押さえるのか、という二つに分かれたと思えます。

第一の問題については、まず沖浦和光さんから「差別の物的な基礎があるとかないとかいう議論がされるが、同時にイデオロギイ的な、文化的な基礎、条件をもっと考える必要があるのではないか。どうもそういう思想、意識の分析が弱いのではないか」という点の指摘がありました。それをしなると、「なぜ天皇制の対極として部落差別が残ってきたのか、という点が明らかにならぬのではないか」という問題提起がありました。

この点については、盛田嘉徳先生の方からこういう反論もありました。「その積極的な意図、問題提起は十分認める。しかしどうもその議論がややもすれば、部落差別の問題を古代の穢れの意識・思想というところから説き起こす。そこまでまかのぼってしまつという傾向が少なくない、そうなった場合には、差別の把握方として宿命論にもなりかねないし、非合理的な理解にもなりかねないので注意する必要がある」という指摘であります。

マーチン・金子さんから、「ヨーロッパにおける少数民族の差別、あるいは職業差別ではやはり皮革業などが賤視されている、そういう問題を比較してみますと、部落差別の問題を日本の特殊性としてのみ説明することには賛成できない、ヨーロッパの場合には、日本のように賤民制度（い）ものは残っていませんが、しかし各国に例外なく少数民族の問題がある、日本の場合には、その少数民族の問題に代わるものとして、賤民制が作られたのではないか。したがって、資本主義と差別という点については、これは日本に固有なものでなく、資本主義の構造としては同じようなものを持っているという点を忘れてはならないのではないか。」という指摘がありました。

三点目は、差別の本質をどう規定するかという点で、この点について、沖浦さんから、「部落差別を本来ブルジョア革命で解決するブルジョア民主主義的課題だと言いつ方には疑問がある

それとは同じ意見として、師岡佑行さんから「物的な基礎といわれるが、物的な土台と上部構造を含めた、いわば日本の社会・経済構造全体を差別の構造として扱っていく必要があるのではないか」という意見が出されました。

これはいづれも、北原氏が述べているような意見、つまり「土台」が変われば必然的に上部構造が変わるのだ、上部構造に古いものが残っているのは土台に古いものが残っているからだ」という自動的に意識変革も進んでいくし、上部構造の近代化も進んでいくという議論に対する批判として出されてきているわけです。

二つ目の点は、資本主義は一般的に差別を残すものだという事実があるわけですが、これについて師岡さんの方から、「確かに、それは一般的に資本主義と差別の問題を説明できるけれども、特殊、具体的に、近代、明治以降の日本に部落差別という具体的な差別の問題が残った説明にはならないのではないか。その点はどうも、『朝日ジャーナル』の鼎談を集めた『差別・その根源を問う』あるいは三省堂から出された『シンポジウム・差別の精神史序説』などで最近説明されてきた点をもっと吸収して明らかにする必要があります」という意見が出されました。

その点について、沖浦さんから、「もともと日本人の固有の精神構造、つまり天皇制を残してきたもの、沖浦さんの言葉でいうと『もつと下ロドロした』これを明らかにしないと、一般的、抽象的な議論になるという意見でありました。柳田國男など

る、この言い方をすると、何かブルジョア民主主義というのは、平等で理想的なものであるという幻想を生み出しかねない、むしろ、ブルジョア民主主義そのものに限界があり、資本主義の制度というのは搾取と差別の構造になっているのだという点を強調すべきだ」という意見が出されました。

もう一つは、師岡さんから出た意見で、レジユメで差別の本質は封建的な賤視観念をまもった搾取だ、あるいは部落差別には二つの側面があって身分的な側面と階級的な側面がある、また部落差別が生まれによる差別だという偏見を取り除く必要があるという点が強調されていたのに対して、「部落差別を部落差別たらしめているのは穢多・非人に対する賤視感ではないか。もちろん今日では流入や混住が進み、必ずしも江戸時代から部落に住んでいる人たちが差別を受けているわけではないことは十分理解できるけれども、しかしその核になっているのは、やはり従来の穢多・非人に対する賤視感・差別感だという点をはっきりするべきだ。この点をはっきりさせないと部落差別とは何か、あるいは部落解放運動とは何か、というこの課題が曖昧化されていく危険はありはしないか。」という指摘でした。この点をお検討していきたいと思えます。

大賀さんの方からは、従来朝田理論で言われてきた三つの命題をどう整理し発展させていくのかということの問題提起がありました。「社会意識としての差別観念というのはいわば部落差別のイデオロギーの面を指摘してきた。市民的権利が行政的に不完全

にしか保障されてこなかったというのは政治的、行政的な面からの部落差別の扱え方、そして主要な生産関係から疎外されてきたというのは経済的な関係を指摘している。しかしながらいづれもこれらは部落差別の現われかたであって、部落差別の本質というのは朝田理論で言えば差別の社会的存在意義、部落民自身を搾取・収奪するという点にとどまらず、江戸時代には農民を、資本主義社会では労働者をより強く搾取・収奪するための重し石として使われてきた、この点を本質として整理すれば、これまでの議論と今後の議論の発展とかみ合っているのではないかと、という意見でありました。

大きく分けて二つの点、明治以降の部落差別をどのようにとらえていくか、という問題についていろいろ議論ができました。

きのうの全体会で盛田先生の方から、もっときめ細かな表証をつみ重ねていって、歴史を解明しようという提言がございました。この点は全く異議なく、部門別討論でも一致したと思えます。

東京の大串夏身さんから、東京での議論をふまえて、具体的にこういう時代区分が可能ではないかということでも提起されました。すなわち、原始的蓄積の時代、産業資本の段階、独占資本の段階、国家独占資本主義の段階という押さえ方をしてみても、それぞれの時代に全国的にどうだったかということを通覧すると同時に、地域性、大阪・東京・福岡・奈良その他を加味して明らかに

していくというのも一つの方法ではないかという積極的な問題提起がありました。

この時代区分とかかわってきませんが、部落差別が一つの転換を向かえた時期、戦前では日清戦争から日露戦争の時代、あるいは経済的には独占資本が確立された時代が部落問題の転機になるのではないかと、意見がかなり出たと思えます。

白石正明さんの方から「それ以前にはかなり国家権力と言えども解放令をテコとした部落の側からの要求が通っていたにもかかわらず、この時代あたりから、裁判所が差別を容認していくような判決を下していくとか、差別語として『特殊部落』という言葉が行政的に使われるということがある」と言われました。

沖浦さんの方からは「この時期、一九〇〇年を境にして、社会主義運動が勃発します。それとの関係で部落問題が注目されていく」という意見が出ました。

寺木伸明さんからは「やはりこの時期に、部落差別の対極にある天皇制の問題が強調されてくるという実態もある」と指摘されました。

もっとも、この点については、師岡さんの方から「もっと早くから、天皇制という意識は国民の中にあつたのではないかと」という意見も出されています。

全体としてみると、かなり部落差別をどう把握ののかという点についての議論は深まっていったように思います。今後、具体的に各地域あるいは全国的な視野での明治以降の部落の実態、歴史

的変遷を明らかにしていく作業を組織的に起こしていく必要があるだろうと思えます。

この点について盛田先生からこういう発言もありました。「近世の文書を探すような熱意でいいたい研究者は明治以降、とりわけ非常に研究の遅れている水平運動が起こるまでの時代の資料を集める努力をしているのか」という非常に厳しい意見をいただきました。昨日の討論をふまえ、盛田先生からの意見も参考にしながら、今後の研究会あるいは紀要『部落解放研究』に成果をあげていくように歴史理論部門として努力を続けていきたいと思えます。

(報告・渡辺)

(資料) 部門別討論にむけて

歴史理論部門事務局

はじめに

部落差別の起源、とらえかたについては克服しなければならぬ様々な偏見がある。諸偏見にはそれぞれの特徴があると同時に、ひとつの共通した理解の前提がある。それは、「生まれによる差別」というとらえ方である。これでは、政府の一九七五年調査による混住率二四〇％という現実を説明できない。

「国民的融合論」(混住が進み、部落内外の結婚がふえ、差別は解消の過程にある)も、じつは「生まれによる差別」論の裏がえしであり、差別のとらえ方は非科学的である。

偏見批判は、誤った理解をどりのぞくことだけでなく、差別の

正しいとらえ方(差別は社会関係の問題であること)をひろめるためにも重要である。

部落差別の本質をめぐる議論も、こうした観点を忘れずに深めていきたい。

(一) 近年の研究成果

部落問題と日本資本主義をテーマに従来から研究してきたのは、部落問題研究所に結集する学者・研究者であった。しかし「国民的融合」論が提起されて以来、こうした問題意識は、後退しつつあるように見える(後述)。

他方、部落の完全解放への道すじを明かにしようとする立場から、実証的な研究が発表されてきている。

・高田寛明「作られた差別の町」(『部落解放研究』第14・15号)

・明治以降の皮革産業の発展、連隊の設置とともに姫路市内に部落がつくられ、屠場、ゴミ焼却場、野犬留置場などがおしつけられていくことを明らかにしている。

・永末十四雄「日本資本主義と部落問題」(『第3回西日本部落

解放夏期講座・講演集』)

筑豊における石炭産業の盛衰のなかで、部落の労働力がいかに使われ、差別が再生産されていたかが示されている

(同)筑豊石炭鉱業と部落問題試論(1)『部落解放研究』第16号)。

。大半夏身「東京の近代被差別部落の歴史」(近現代史部会 11月例会・報告)

関東大震災と空襲によって部落は解消しつつあるといわれる東京で、明治以降、部落がいかに形成・拡大していったかを、豊富な資料によって裏付けている(『部落解放研究』第17号掲載予定)。

。《特集》「近代、福岡における被差別部落(1)」(『部落解放史』「くおか」第13号)

『棟屋文書』をとおして近代初頭の差別の実態・解放への闘いを紹介し、解放令については「上からの意図」としてのみ分析するのではなく、独占資本の展開がみられる明治三〇年代までの永い軸をとり、その期間の日本資本主義の成立・発展の法則性の中での被差別部落の位置をこそ視座とすべき」だとしている(原田頼雄「解放令」と堀口村における居住地域拡張の闘い)。

。小林 茂「部落『解放令』の研究」(解放出版社)

新稿「幕府・維新政府の解放事情」を含む同論文集では、解放令は「人民に対する絶対主義天皇制確立路線の第一歩の契機」、「近代化」への晝鐘の具」であり、維新政府の近代化路線の日程の上に、解放令の発布をとらえることを主張している。

その他、研究所の4月例会では渡辺俊雄が「南王子村の人口の移りかわり」のテーマで報告し、すでに戦前から地域の産業の盛

衰とともに人口の急激な流入が被差別部落の地域的な膨脹さえひきおこしてきたことを指摘した。

では、「国民的融合」論を主張する論者のなかでは部落問題と日本資本主義について、最近どのような議論がかわされているかをみておこう。

「国民的融合論」とは馬原鉄男によれば、①部落問題の本質を封建的身分差別の残りものとしてとらえる、②戦前の部落差別は半封建的天皇制という物質的な土台をもっていたが、戦後はそうした土台はなくなって部落差別は歴史的過程としては解消の方向をたどっているという認識、③そのさい就職の機会均等、居住の自由、婚姻の自由がどこまで弱まったかが重要な指標となる、というものである(同「戦後部落解放運動と解放理論」『部落』第三六〇号、一九七七年一月)。

そこには、部落差別は封建的な身分差別であり、封建的な身分差別は封建社会以外には存在しない、戦前には事実として部落差別があった。つまり戦前の日本は明治維新以来、第二次大戦の敗戦にいたるまでの一貫して半封建的(ないしは絶対主義)天皇制が支配していたからであり、その経済的基礎が寄生地主制であった、という動かしがたいドグマがある。

しかし、天皇制をめぐる近年の論争では、天皇制の本質を絶対主義権力とみる「旧講座派」的理解は批判され、第二次大戦までのどこかの時点で(ここに論争点がある)独占資本主義の支配する権力が生まれたとする理解が共通の認識となりつつある。

まだまだ近代史研究の分野では、「明治維新を絶対主義的変革とみなし明治国家を絶対主義政権とみなす見解が支配的である。だが、この見解によって日本近代を展望しようとするとき、そこには一つの「難問」が生じざるをえない。絶対主義として成立した明治国家がそのまま「国家権力の性格」を変えずに第二次世界大戦期まで連続したとは考えにくい(井上勲「幕末・維新时期」研究の成果)『日本史研究入門』IV)。つまり、明治維新から第二次大戦までのブルジョア的変革は事実として認めざるをえず、「いついかに権力に、独占資本の支配する社会の権力に転化したのか」(下山三郎)という問題が生じる。この矛盾を解決しようとするのが「上からのブルジョア革命」論であり、下山三郎

『明治維新研究史論』同「近代天皇制研究序説」、後藤靖「近代天皇制論」(『講座日本史』9)、同「天皇制と国民衆」などである。その当否について評論する力量はないが、いずれも天皇制を絶対主義権力とみる「講座派」的理解を修正し、その後のブルジョア的変革を肯定していくところに特徴があり、いずれかの時点における国家権力の性格の変化、すなわちブルジョア革命ないしはブルジョア権力の成立を認める点で共通している。

今後、天皇制をめぐるこうした研究動向に耳をかたむけていくとすれば、「国民的融合」論の立場において、(もし戦後の今日もなお封建社会が続いている、というのでなければ)どこかの時点で、どのような形態であれ、ブルジョア革命を認めなければならぬ、そのブルジョア革命以後、つまり「近代以後の日本

社会に封建的身分差別が残っている」と考えることの「論理的な矛盾」(馬原鉄男「部落差別は「階級差別」か」『部落』第三五九号、一九七七年一月)をみずから説明しなければならぬ。いいかえれば「明治維新＝ブルジョア革命説はもろろんのこと、日本近代(第二次大戦後をのぞく)のどこかにブルジョア革命をみる学説は、日本近代に存在する部落差別が身分差別であるとする考え方で、到底、両立しえない」(岩井忠熊「近代身分制の歴史的評価」『部落』第三四六号、一九七六年一月)ということになる。

その場合、論理的には、二つの説明が可能だろう。

ひとつは、明治以降、部落差別は本質において資本主義的なものに変化し、形態としては封建的なものを受け継いでいった。そうした二側面の統一として部落差別をとらえていくこと、これが大賀正行などの主張である。この場合、戦前戦後との区別は、あくまでも差別のあらわれ方、つまり形態の変化にとどめる。

もうひとつは、部落差別をあくまで封建遺制、つまり、資本主義の下では解消していくものとしてとらえる立場からは、じつは部落差別は戦後にいたって解消の過程をたどりはじめたのではなくて、戦前からすでに部落差別の経済的基礎はなかったとする主張である。

山崎隆三は、戦前の天皇制を「絶対主義的国家形態をとるブルジョア的國家」とみる見解のうえにたつて、部落差別の残存を半封建的地主制から説明する「旧講座派的理解」を「経済主義」と

して批判し、部落差別は戦前・戦後とも物質的基礎があったから残存したのではなく、主として政策によって(戦前は融和政策・治安維持的弾圧、戦後は民主勢力を分断する泳がせ政策と抑圧政策)、解放が阻まれてきたにすぎない、と結論づけている(尾川昌法「動向・部落差別の本質をめぐって」『部落』一九七九年一月号)。

ここに「国民的融合」論にもとづく、部落差別の歴史的研究の方向性が暗示されているように思う。まさに藤谷俗雄がふれたように、部落差別は「戦前でも解消過程にあったと考えられる」(『部落問題研究』第五七輯)という方向へ、理解は「深化」しつつあるようにみえる。

(一) 資本主義と差別

部落問題と日本資本主義についてふれるまえに、その前提として資本主義と差別についての理解すべきかについて、まず確認しておこう。

たしかに資本主義は封建的な身分差別を否定し、形式的な平等を実現していく。

だが資本主義は、実質的な平等までは実現しない。なぜなら、剰余価値法則にもとづく搾取こそ資本主義をつらぬく経済法則だからである。

しかもその形式的平等さえ、独占資本主義段階ではせめめら

れ、政治的反動が照応する。そこで人民の広汎な反独占の民主主義闘争が登場する。

部落差別のもつ封建的遺制的側面(＝形式的な不平等)は、こうして資本主義のもとではたえず解消していきつつも(これは運動の成果でもある)、もうひとつの資本主義的搾取という側面(＝実質的な不平等)は残る。搾取の側面が存在するかぎり遺制的側面がまったく解消してしまふことは抽象的には可能であっても、現実的には不可能であろう。最近の「部落地名総鑑」差別事件がそのことを教えている。

以上のような点は「国民的融合」論者のなかではそこまで認識されているだろうか。

北原泰作「国民的融合論の前進のために」(『部落問題研究』第五七輯、一九七八年六月)によれば、

① 今日の部落問題は身分関係と階級関係の両者がからみあっていること。

② 資本主義は進歩的であるといってもそれは無条件・絶対的なものではなく、人類社会の発展の歴史における相対的なものたること。

③ 部落差別は理論的には資本主義の枠のなかで解決可能だと考えうる。

④ しかし、今日の独占資本主義段階におけるブルジョアジーは反動的な勢力になっていること。

⑤ したがって部落の完全解放は自然に達成されるものではない

く、ブルジョア民主主義をこえた新しい民主主義、つまり反独占の民主主義を確立しなければならぬ。

⑥ しかし現実の社会発展の過程はきわめて複雑だから(資本主義制度も搾取社会である、天皇崇拜の感情が強らく、新しい民主主義を確立したあともなお部落差別の觀念のくすが残ること)も考えられる。その解決は社会主義革命である。

などの点が主張されている。

以上の点にかぎってみれば、多少のあいまいさはあるとしても、基本的には支持しうる内容である。大賀・北原論争のなかで確認された重要な一致点である。

このことを確認したうえで、なお残る疑問点は、(1)明治維新の評価、(2)戦前の部落差別を残した物的基礎(寄生地主制か日本資本主義か)とその有無、(3)土台と上部構造のあいだの不然応という矛盾は、おそかれはやかれ、解消する」という理解、と反独占の民主主義闘争についての理解の関係、(4)反独占の民主主義闘争のすべてが社会主義に結びつくわけではないと北原がいう場合、部落解放運動はそのどちらの場合なのか、などの点であろう。いずれにせよ、これだけは共通認識があつたのは大きな成果であつた。ただし、北原泰作の主義のなかで見逃がせない混乱があると思われるのは、次の一節である。

「部落差別の苦しみと悩みから部落民を解放する事業は、基本的に民主主義革命の任務であり、社会主義革命以前の問題であります。かりに、部落差別が民主主義革命によって完全に一掃され

ず、社会主義社会になった後まで残ったとしても、それを克服する任務は民主主義的課題であります」。

北原において社会主義革命に對置されているのは民主主義革命という概念である。だがこの二つは全く次元の違う概念である。

資本主義的生産関係を廃絶する社会主義革命に対する概念は、封建的生産関係を廃絶するブルジョア革命である。もしも明治維新がブルジョア革命ではない(そしてそれ以後もブルジョア革命がなかった)のであれば来たるべき革命はブルジョア革命しかない。この論点をあいまいにして民主主義革命という概念で逃げることは許されない。

生産関係の変更を意味するブルジョア革命・社会主義革命という概念にたいして、民主主義革命とはそれぞれの生産関係に照応する上部構造の変革を示す概念である。これまで革命はすべて、その旧体制を批判し、人民の権利を拡大するところの民主主義革命であつた。ブルジョア革命は反封建のブルジョア民主主義革命であり、社会主義革命は反資本主義のプロレタリア民主主義革命である。

この点については、すでに池田敏正が、「社会主義の対立概念は資本主義であつて、民主主義は社会主義とも資本主義とも共存し得る概念である」(同「現代における部落解放運動と部落問題研究の課題」『歴史科学への道』下)「校倉書房」とはつきりとのべているとおりである。

同じように、部落解放運動が民主主義運動だという場合も、そ

の性格が反封建のブルジョア民主主義運動なのか、北原がいうように反独占の民主主義運動なのかを明確にしなければならぬ。

(三) 部落差別の本質

明治以降、部落差別をのこしてきたものはまさに日本資本主義であり、歴史的にみれば日本資本主義の発展の特殊性(=その歴史的条件)こそ、解明されなければならない。

では、その日本資本主義の発展の特殊性とはなにか。しばしば「講座派」の立場からのべられるような、日本資本主義の未成熟・未発達ゆえに明治維新ののちも(半)封建的な生産関係が残存したこと、にあるのではない。

日本資本主義の発達の特異性とは、いわゆる列強が独占段階に移行しつつあったもとで資本主義の発展をはじめ、世界資本主義が全般的危機の段階に突入したもとでようやく本格的な独占資本主義に成長したこと、そして戦後には世界資本主義が全般的危機の第二段階に移行したもとで近代的な独占資本主義への脱皮をこげたことであり、そのために国内ではブルジョア民主主義的要求、運動を早くから弾圧し、天皇制や部落差別などのさまざまな「遺制」を利用しながら搾取を強めなければならなかったために、その経済的・政治的な諸矛盾を激化させずにおこなったということ、これである。

それでは、部落差別とはなにか。それは、封建的な賤視観念を黒人と白人との「統合」は、げんざいの「アメリカ体制」のなんらかの変革をぬきにしてはなりたちえないし、また、この国の独占資本=帝國主義との決定的な対決なしには実現すべくもないのである(同前)と、こう展望が生まれてくる。

このような本質と形態との理解のしかたについての典型を示しているのは、有名なエンゲルス著「イギリスにおける労働者階級の状態」の次の一節である。人びとはアイルランド農民の貧困の理由として土地の細分化やアイルランド民衆にたいするイングラント人の厚顔無恥な抑圧、カトリック教徒であるアイルランド国民にたいするプロテスタントのイギリス国教のおしつけをあげると、しかしエンゲルスは、はっきりと次のようにのべる。「これらの事実を、むしろ貧困のあらわれくる形態を条件づけるにすぎない。」貧困は、現在の社会制度の必然的な結果であって、これ以外のものにはたいしては、貧困のあらわれ方や様式についての原因がもとめられるだけで、貧困そのものの原因はもとめることができないのである(『国民文庫版』(二)一九頁)と。

ここで参考にしたいのは、近年の近代天皇制国家論をめぐる議論であり、「旧講座派」への批判として展開されている点である(中村政則「近代天皇制国家論」『大系日本国家史』(4)も)。「旧講座派」が天皇制の形態が絶対主義的性質をもっていたことに幻惑されてその本質をも絶対主義的・半封建的と規定し、その物質的基礎として寄生地主制を求めていったことにたいする批判がそこにはある。ではどのようして「旧講座派」をのりこえよう

まとった搾取の一形態である。とくに今日では、独占資本の搾取・収奪と分裂支配こそ、部落差別を残す元凶である。

この場合、部落差別のもつ二つの側面について留意すべきである。まず「身分」ないし「身分差別」という側面は、部落差別の形態を規定したものであって、これこそ他のさまざまな差別とを区別し、特徴づけている。他方「階級」ないし「階級関係」という側面は、部落差別の階級の本質を規定したものであって、どの階級の利害に役立っているかを示している。

この点、アメリカの黒人問題をとらえる場合もほぼ同じ観点からみていくことができる(中川信義「部落問題と国民融合」『部落問題研究』第五七輯)。本田創造は、アメリカ黒人問題の本質と形態について、「アメリカ黒人にたいする圧迫は、歴史的にも理論的にも、けつしてたんなる人種的圧迫というようなものではない。人種的要素は、かれら黒人をいつまでもそのような状態におしとどめておくことを必要としたこの国の支配階級が、そうすることによって黒人のみならず、アメリカ人民を搾取するための階級的支配の手段として、最高度に利用されてきたまでである。この場合、「人種」はあくまでも手段であり、「階級」こそが本質である」と明解にのべている(『アメリカ黒人問題の理論的考察』

『思想』第五一九号、一九六七年九月、傍点原文)。

そこから「アメリカ黒人にたいする圧迫は、一種の「人種的圧迫」であり、それはアメリカにおける階級的搾取の特殊な発現形態である」という認識が出てくるのであり、アメリカ社会におけ

としているかといえは、その「国家類型」= 国家の階級の本質と「国家形態」= 国家の機構としての独自性とを区別しようとする点である。この点、「旧講座派」は国家形態の絶対主義的性格をもって国家類型もまた絶対主義的性格と誤認したというわけである。

こうした整理をすれば天皇制は、国家機構として絶対主義的性格をもちながらも、国家の階級性格からいえばブルジョア・地主国家という共通の理解がほぼできあがることになる。山崎隆三によれば、天皇制は「絶対主義的・専制国家機構をもつブルジョア国家(またはブルジョア・地主国家)」と規定される(同)『講座派』理論的批判的継承のための序説『経済学年報』(35)。

安部博純は、こうした理解をさらに一歩すすめて、国家類型と国家形態の二つのカテゴリーは別々に切り離してはならず、国家形態はあくまでも国家類型のサブ・カテゴリーとして理解すべきだとする(同)『日本ファシズム研究序説』(四八頁)。なぜならば、国家形態は一定の国家類型の枠内でのみ発現するのであり(たとえば、ブルジョア国家としての本質は絶対主義国家機構によって貫徹しえない)、それ自体のなかに階級的内容を含んでいると主張する。したがって国家の本質は、国家の階級的内容としての国家類型と、階級独裁の発現の形式である国家形態との弁証法的統一においてとらえらるべきである(同四九頁)。

ここでもわかるように、天皇制国家の階級の本質をブルジョア国家と規定することは天皇制が日本資本主義と運命共同体である

ことを意味するものではない(こうした発想はむしろ講座派に生まれた)。逆に、天皇制はブルジョアジーの利害にもとづいて規定され、形態変化を上げていくことを意味する。寄生地主制についても同様であり、その本質がブルジョア的であったこと(山崎の理解も同様である)は、それがブルジョアジーの利害に従属し、資本主義の下でついに寄生地主制という形態を消滅していったことの説明を可能にする。

馬原鉄男は、部落差別の根拠を資本主義そのものに求めることは差別の再生産、強化論に立たざるをえず宿命論におちいる(だから、封建遺制論でなければならぬはずだ)という疑問を提示している(同「部落差別は階級差別か」)。しかしこの疑問は全く的はずれである。逆に、部落差別の階級の本質が資本主義の搾取にあるからこそ、戦前と戦後の差別の現れ方の変化にも注目し(これを無視するどころか注目しているからこそ、差別糾弾闘争だけではなく、差別行政反対闘争という戦後の解放運動の新しい形態の意義が明らかになる)、労働者階級との共同闘争という課題を、単にヒューマンイズムの観点からだけではなく最低賃金制闘争などの具体的な課題をとおして提起できるのである。

以上のように論点を整理すれば、おおむね次のような共通の理解に到達するのではないか。

部落差別とは、その歴史性からいえば封建的な身分差別であり、明治維新におけるブルジョア的変革において解決されるべきブルジョア民主主義的課題であった。しかし日本資本主義発展の

特殊性ゆえに、明治以降も解決されずに残存し、むしろ資本主義体制に組みこまれることによって動労大衆の低賃金、低生活、分裂支配の道具として機能してきた。戦後の民主的改組によって差別の現われ方はいちいちしく制約をうけて、封建的遺制的側面は運動の成果もあって後退し、貧困の問題が前面に出てきた。

水平運動は、当初この部落差別の封建的遺制的側面にたいする闘いとして出発する。これが差別糾弾闘争である。その後、糾弾闘争の成果として表面的には差別事件が減少していくと、つぎには貧困の問題がとりあげられて生活擁護闘争がたたかわれていく。戦後も差別事件はなくなっていないが、差別事件をてこに行政闘争を展開することは貧困の問題がより一層緊急な課題となっており、部落解放運動が反独占の民主主義闘争として闘われていることを示している。

四 部落差別の物質的基礎

さてもう一点、きわめて重要な論点が残っている。部落差別を残す物質的基礎があるのかどうか、戦前と戦後ではそれは同じものなのか違うのか、あるいは物質的基礎そのものがなかったのか、という議論である。それは、部落解放運動という反独占の民主主義闘争は資本主義体制のわく内の闘争なのか、客観的には社会主義をめざす闘いと結びつかざるをえない性格をもった闘いなのか、という論点としてあらわれてくる。

先にもふれたように、部落差別の本質を搾取に求めることは部落差別が資本主義的搾取の強化のために利用されていることを意味するのであって、それ以上のもではない。部落差別が資本主義体制のもとで解決可能かどうかを部落差別の本質から直接に導きだすことは誤りである。「純粋の」抽象論からすれば、「国民的融合」論がいうように資本主義体制のもとでも搾取だけが残り部落差別は解消するともいえるのである。

この点、従来論争にはいくぶん混乱があったのではないが。一方では本質論から直接に部落解放運動は社会主義をめざす運動と結びつかざるをえないという結論(それ自体正しいが)を導き出す傾向があったし、他方ではそうした結論への本能的ともいえる反発から封建遺制論に固執してきた。

だがこうした論議を「死んだ抽象」としないためにも、実際の部落差別の歴史をふまえた論議をする必要があるだろう。諸説を整理すれば、次のようになるだろう。

(1) 馬原鉄男(「戦後部落解放運動と解放理論」など)、および従来の北原泰作

・戦前は寄生地主制が部落差別の物質的基礎。

・しかし戦後は、寄生地主制はなくなり、部落差別の物質的基礎はなくなった。つまり解消の過程にある。

・部落解放運動はブルジョア民主主義運動。

(2) 最新の北原泰作(「国民的融合論の前進のために」)。
・物質的な基礎については、馬原と同様。

・しかし今日の独占資本は反動的な勢力になっているから、部落解放運動は「ブルジョア民主主義をのりこえた新しい民主主義」つまり反独占の民主主義闘争。

・そして本来部落解放は社会主義的課題ではないが「現実の社会発展の過程はきわめて複雑」だから、社会主義革命の課題となることも考えられる。

(3) 杉之原寿一(「部落差別論」)

・戦前には絶対主義天皇制と半封建的地主制とに結びついた近代日本の資本主義社会の政治的・経済的しくみのなかに実質にくみこまれたことが社会的根拠。

・戦後も部落差別が残っているが、それは日本独占資本が国民全体を差別的に分裂支配し搾取・収奪するしくみを補強・強化する手段として利用しているからであって、「部落差別を温存し再生産しなければならぬ構造的な必然性は今日の独占資本主義にはない」。

・したがって部落解放運動は、社会主義へいたらない反独占の民主主義闘争。

(4) 山崎隆三(尾川昌法「部落差別の本質をめぐって」)

・戦前、戦後とも物質的基礎があって部落差別が残ったわけではない。

・戦前は融和政策や治安維持法的弾圧、戦後は民主勢力を分断する泳がせ政策と抑圧政策のため、解放が阻まれたにすぎない。

(5) 中川信義(「部落問題と国民融合」)
。戦前、戦後とも部落差別を残す根拠はある。ただしそれは寄生地主制では、独占資本主義段階における「多層的格差構造」であり、今日でも独占資本主義は部落差別を残す「構造的必然性」をもつ。

。部落解放運動は反独占の民主主義革命の課題である。その革命によって実現する社会は、社会主義ではないが独占資本主義社会とも違つ「極限としての資本主義」。

(6) 吉村 励(「労働問題と差別」)

。資本主義は搾取社会である限り、さまざまな差別を生みだし、利用する。

。とくに日本の場合、年功賃金と企業別組合の問題が重要であり、それ自体が差別の体系であり、「部落に対する差別の体系」として機能する「ばかりでなく」差別感情・差別意識をも助長する。

。部落解放は、差別意識を不断に生み出している根源としての資本主義生産そのものに対する闘争なしには不可能。

(7) 大賀正行(「部落解放理論の根本問題」)

。なるほど資本主義社会は、封建的特権を打倒して自由平等の民主主義を実現していく。これが資本主義の進歩的側面。だが、労・資の関係は実質的な平等ではない。搾取こそ最大の差別である。

。部落差別はその起源・形態からいえば封建的身分差別である。しかし解放令以後は、世界の主要な資本主義国が独占資本主義段階へ移行しつつある条件下に資本主義的發展の道に入った日本資本主義の、急速な資本の原始的蓄積と独占資本への転化のためのテコとして組みこまれた。つまり部落差別を残している根拠は資本の搾取・収奪である。

。部落解放運動は反独占の民主主義闘争の一翼であり、しかも社会主義をめざす闘いと結びつかざるをえない。

(8) 井上 清(「部落解放運動の歴史と課題」『月刊社会党』一九七九年一月)

。資本主義の封建遺制という形の差別は必要としないが、なんらかの形の差別を必要とする。ここに部落差別の基礎がある。

。部落差別は、形式は前時代のものを受けついでいるが、その階級的内容は資本と賃労働の対立である。具体的には高率小作料と労働予備軍のたまり場としての役割をになわされた。

。資本主義のもとでも部落解放は原理的には可能。だが独占資本が人民の差別と分断をつくり出す体制が完全に否定されなければできない。そのためには部落民の階級の自覚と、労働者階級が部落問題を自分の問題としてとりあげることが必要。

(補 論)

—その他の課題について—

(1) 各時代ごとにキメ細かく検証すること。

。部落が日本資本主義に組みこまれた、といっても各時代ごと、地域ごとにおのずから相違があるはず。具体的にキメ細かい検証が必要。

(2) 部落差別の形態の変化についての実証。

。明治以降、部落差別が日本資本主義のもとで再生産されてきたといっても、その形態(差別意識、差別事件)は今日まで一様であったわけではない。大づかみな特徴づけさえ、まだまだなされていない。

(3) 部落の人口・職業構成の変化の追跡。

。具体的な部落の変ぼうをとらえるために、人口・職業構成の変化を明らかにすることが重要。とくに「生まれによる差別」という偏見を打ち破るためにも必要。

(4) 従来藤谷馬原理論の再検討。

。従来はもっとも積極的に日本資本主義と部落問題について発言してきた両氏が、「国民的融合」論を主張するにいたったのはなぜか、従来主張を撤回・放棄したのか、従来説の弱点(矛盾)が露呈したのか。

(5) 本質論と水平運動史の総括について

。本質論の深化とかかわって、水平運動史、部落解放運動史の総括の視点も変わってくると思われる。議論を深める必要があるだろう。

(6) その他

(文責・渡辺)

南王子村文書刊行会編発行

(800部限定)

大阪府南王子村文書 第3巻発刊

A5判・上質紙・上製・箱入・各巻1,000頁前後

販売 10,000円

(第1,2巻好評発売中)

送料 350円

大阪村泉北郡南王子村の戸長文書(明治5年~明治22年)。旧和泉国泉郡南王子村の人々は近世を通じて、差別と屈辱に耐えて生きねばならなかった。その記録は、先に「奥田家文書」全15巻にまとめて編集・刊行を完了したが、本書はそれに続いて、近代初期の社会変革期の部分をまとめたものである。被差別部落の近代初頭に関するまとまった史料は、まわめて乏しく、系統的に村内外の出来事を把握できる資料の刊行は、いまだ例がない。新しい社会体制の中で、村人達が対処、苦闘していく姿が、本文書を通じて、初めて明確にされることになった。「奥田家文書」の続編として、幕末から明治への変遷も実証的に知ることができる。部落史研究の空白部分をみたく十分に史料である。特に、町村制実施までの戸長制の実態、その中での村民の生活の実相は、今後の研究に多くの好資料を提供する。研究家必読の史料集である。(予定全5巻)

発行 社団法人部落解放研究所

大阪市浪速区久保吉町1247
電話 06-568・1300
振替口座 大阪 13183